

「中国人の法意識」調査基本報告書

法意識国際比較研究会（代表・加藤雅信）
中国社会科学院法学研究所日本法研究センター
（研究代表・肖賢富）

第一章 序章

(1) 調査の内容

本調査は、中国人の法意識についての中国全国調査の結果を、単純集計のかたちで、法意識国際比較研究会および中国社会科学院法学研究所の責任において共同発表するものである⁽¹⁾。単純集計をこえた分析内容については、必ずしも参加メンバーの見解がすべて同一なわけではないので、日本側、中国側がそれぞれ独立して発表することとした。

本調査は、西洋社会と東洋社会における法の機能に異同があると考へ、その異同を実証的に確定するために計画されたものである。具体的には、本報告書で取り扱われる中国のみならず、日本、アメリカの三カ国において同一の調査を実施し、この三カ国において、中国文化圏において歴史的な法のイメージであった律令国家的な法のあり方と西洋的な市民国家的な法のあり方とがどのように混在しているか、とりわけ日本と中国の二カ国において伝統的な法のイメージがどのように変容しつつあるかを、検討することが本研究の終局的な目的である。

中国調査は、1995年5月から6月にかけて実施された。回収された調査表は5007件、うちデータの不完全なものを除いた4963件が本報告書が

〈2〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

取り扱う対象となっている。日米調査は1999年度からの三カ年計画で実施されることになっている。元来は三カ国の調査の結果をまっけて、データを比較したうえで報告書を発表することを予定していたが、それでは中国調査から時間がたちすぎることもあり、中国調査の結果のみを、とりあえずここに発表することにしたものである。

中国において、このような中国全土にわたる実証的な法意識調査がこれまで実施されたことはなく、この意味で本調査のもつ学問的意義は大きいものと考えている。なお、本稿でとりあげる法意識の問題と若干関連する先行研究としては、中国全土を対象とした政治意識調査⁽²⁾、国民全般を対象としたものではなく中国の西南政法学院の学生を対象とした調査⁽³⁾、中国社会科学院法学研究所の研究⁽⁴⁾、行政訴訟法の実施状況についての調査研究⁽⁵⁾が、存在している。

(2) 調査の実際

(ア) 調査票の作成

調査票は日本側が日本語で問題一を除く実体的問題についての『中国国民法意識調査質問票』作成し、それを中国側が中国語に翻訳し、それについてさらにバックトランスレーションを行った。このような検討を経た中国語版の調査票を実際の調査に用いた。(中国語訳ならびに原本の日本語版については付録1参照。なお回答者の属性についての質問が冒頭に置かれたのは中国側の強い要望による。)

(イ) サンプルング

サンプルングも含め、この調査それ自体は中国・国家統計局の手によって行われた。サンプルングは多段サンプルングで割当法を併用した。現在の中国では人口の流動性が高く、とりわけ農村部から都市部への人口流失が目立つ。したがってランダムサンプルングを行うさいの基礎名簿となりうる戸籍簿(都市戸籍と農村戸籍に厳格に分離され管理されている)が必ずしも現住所地と対応していない。そのため、本調査ではラ

ンダムサンプリングを採用することはできなかった。中国で国家統計局が行う全国レベルの世論調査においては、本調査にかぎらず、常にこのような手法が取られているとのことである。なお、正確を期すため、サンプリングの手法についての日本側からの照会に対し提供された中国社会科学院の説明を以下に訳出する。

『中国国民法意識調査質問票』の配布に関する説明（中国社会科学院）

本調査は全国規模の調査である。このような規模の調査を満足させるため、六つの省（直轄市含む）において18歳以上の市民を対象として5000件のサンプルを選定した。中国社会科学院法学研究所は、中国・国家統計局の協力をえて質問票を配布し、また質問票の配布と回収の全過程に対して指導と監督を行う。

本調査はクラスターサンプリングを採用した。まず六つの省（直轄市含む）を選定し、次に省（直轄市含む）毎に三つの県（区を含む）を選定する。県（区）は、現地の状況にもとづいていくつかの町または村を選定した後、クラスターサンプル法で（割当てを）充足する数の世帯を選定し、各世帯にいる満18歳以上の市民を対象に調査を行った。

北京、上海、深圳を選定したのは、北京が政治と文化の中心であり、上海が経済の発達した現代都市都市であり、深圳が経済特区の典型であるからである。この三つの都市での調査対象はすべて都市の住民である。また、雲南省、湖北省、黒竜江省を選定した理由はこの三つの省が中国の南、北、中央のそれぞれに位置し、社会経済発展の水準が中レベルなためである。この三省の調査票は、都市部と農村部のそれぞれで配布した。その比率としては、農村が五分の三、都市部が五分の二となっている。とりわけ雲南省は少数民族の多い地区であるため、サンプルの70%が少数民族居住区で配布された。県（区）単位では、サンプル規模にもとづいて、サンプルの代表性を確保するやり方でサンプル抽出を行

(4) 「中国人の法意識」調査基本報告書

った。サンプル数の分類は以下のとおりである。(表1)

表1

地区	地区内訳	サンプル数	都市部数	農村部数
黒竜江省		1 0 0 0	4 0 0	6 0 0
	ハルビン市	3 0 0	3 0 0	
	黒河	3 5 0	5 0	3 0 0
	海林	3 5 0	5 0	3 0 0
湖北省		1 0 0 0	4 0 0	6 0 0
	武漢市	3 0 0	3 0 0	
	秭帰	3 5 0	5 0	3 0 0
	襄陽	3 5 0	5 0	3 0 0
雲南省		1 0 0 0	4 0 0	6 0 0
	昆明市	3 0 0	3 0 0	
	景洪	3 5 0	5 0	3 0 0
	麗江	3 5 0	5 0	3 0 0
深圳市		4 0 0	4 0 0	
北京市		8 0 0	8 0 0	
上海市		8 0 0	8 0 0	
合計		5 0 0 0	3 2 0 0	1 8 0 0

実際に配布された質問票は5010部、うち5007部が回収された。各地の配布と回収状況は以下のとおりである。(表2)

表2

調査地点	地区番号	調査地数	各調査地毎調査数	調査総数	ケース番号	回収数
北京	110001	9	100	810	1-810	810
ハルビン	230100	6	50	300	1-300	300
海林	232304	7	50	350	1-350	300
黒河	232601	7	50	350	1-350	349
上海	310001	8	100	800	1-800	800
武漢市	420100	6	50	300	1-300	300
秭帰	422727	7	50	350	301-650	350
襄陽	420620	7	50	350	651-1000	350
深圳	440300	8	50	400	1-400	400
昆明市	530100	6	50	300	1-300	299
景洪	532821	7	50	350	301-650	350
麗江	533221	7	50	350	651-1000	349

調査資料の真实性と正確性を確保し、誤差値を許容範囲内におさえる

ため、本調査は、調査員が各家庭に入って行い、調査対象の町あるいは村の住民からのクラスターサンプルを収集した。調査にあたって、調査員は被調査者の質問回答に影響する指示的あるいは誘導的な指導を一切行わず、ただ回答についての技術的な疑問に対し現場で説明した。調査員は質問票のコーディングを完成させた。サンプルは、県（区）範囲において有効な質問票の順番でコーディングされる。（以上訳出）

(ウ) 調査の実施

調査の実施、およびその確認方法は次のようであった。

前述したように、調査それ自体は国家統計局によって実施された。その各地の調査対象先現地に、中国社会科学院法学研究所の調査員が調査期間中に出かけ、国家統計局の監督下にある各省の統計局の調査状況を監察した。日本側研究会メンバーは、調査票の現地回収が終了した段階で調査対象地に赴き、調査の状況を確認した。しかし、日本側が全調査地にわたってこのような確認をすることは、日程的にも財政的にも困難であるため、我々は調査対象地の一つとして選ばれた雲南省においてこの確認作業を行った。

調査実施状況の確認作業地にわれわれが雲南省を選んだ理由は、同省が少数民族がきわめて多く居住している地域であり、全国的に行われる本調査で、調査実施にあたりもっとも問題が発生しやすい地域の一つと思われたからである。

われわれが中国を訪問した1995年8月、中国では統計局関係の社会調査員のトレーニングプログラムが組まれており、実際に調査を担当した調査員たちはそれに参加していた。そのため彼らと面接することはできなかったが、調査責任者と会うことができた。そこでのヒアリングにもとづき、昆明調査と景洪調査を中心に調査状況を紹介しておくこととしよう。

両市においては、雲南省統計局の常設調査員となっている者から6名を調査指導員としてまず選任した。常設調査員は、全員大卒以上の学歴

〈6〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

を持ち、戸別訪問して行う調査だけをとっても、それに年間3ヶ月以上従事している。選任された調査指導員は平均して約10年の調査経験を積んでいた。なお、景洪においては、少数民族の意識調査のため、タイ族、ハン族、ジノ族、漢族のすべてから指導調査員が選任された。この指導調査員に3～4日間の訓練によって調査票の内容を徹底的に理解させた。その後、指導調査員がそれぞれ一人あたり3～5名の調査員を訓練した。この段階で、中国社会科学院法学研究所の研究員がこれらの調査員が合格レベルに達しているか否かを調査したうえで、調査がスムーズに行えるかどうかについてのパイロット調査を行った。

サンプリングにあたっては、昆明でも景洪でもまず一定の区域割りをした後、調査対象区域を無作為で抽出した。次に、居民委員会のもっている居住民データにもとづき、収入、文化程度、職業等が母集団と可能な限り相似形を保つようにサンプルを選んだ（クォータ・サンプリング）。選定されたサンプルについて、実際に調査を実施できなかった場合には、同様のサンプルを改めて選んだ。なお、ここで用いたサンプリング法では、調査対象地を決定した後、その地域内での調査対象区域は無作為に決定された。しかし、その地域内でのサンプリングは割当法をとっており、厳密な意味でのランダムサンプルになっていない。なお、このサンプルの割当にあたって特別な意図は介入していない。

調査は前述した調査員が面接して調査票に記入する方法を用いた。調査にさいしては、昆明では、洗剤と石鹸を調査協力謝礼として持参した。景洪ではキャンディーを持参した。少数民族の農村部では調査に対する警戒心も強かったため、村の幹部を交えて、まず宴会を開き、「調査をするのでよろしく」と頼んだうえ、調査時には幹部に同席を依頼するという人脈を頼りにした調査であったため、このキャンディーは手土産的な性格が強かったようである。（なお、経済特別区の深圳においては、この種の謝礼では調査がうまくいかないため、質問票一票につき30～50元の現金が謝礼として支払われたとのことである。）昆明における調査

は、平均一件あたり50分、長いもので1時間から2時間かかったものもあった。これに対し、景洪での少数民族の調査はかなり時間がかかり、一件あたり2時間ぐらいかかるのが平均であった。前述したように、この調査には村の幹部も同席したが、この幹部は村民にこの調査に応ずることを恐がる必要はないことを説明するのが役割であり、調査内容に立ち入ることはなかった。この調査の調査は、漢民族の言語である中国標準語で記されていたため、少数民族のうち中国標準語を解さない者に対する調査にさいしては、少数民族の言葉に現場で通訳しながら調査をした。そのため、この通訳にともなうバイアスも生じたのではないかと思われる。

なお、この調査の最中に中国社会科学院法学研究所研究員が、調査の抜き打ち監察のため現地を訪れている。

調査票回収後、指導調査員は全質問票の回答をチェックし、明らかに不誠実な回答と思われるものを廃棄とする処分を行った。昆明での廃棄数は26、景洪では廃棄された調査はなかった。これは村の幹部の同席が功を奏した面が大きいというのが、調査責任者の言であった。

(エ) データについての留意点

データの分析は先に述べたように別論文で行うことになるが、それに先立ち、以下の留意点を述べておきたい。

サンプリングは、わが国の世論調査で通常用いられている多段階化ランダムサンプリングではないため、サンプルのランダム性を前提とする種々の統計学的な分析手法を使うさいにはその点の注意が必要である。本報告では記述統計およびグループ間の平均値の差の検定を中心とする統計手法を用いているのは、主としてこの理由による。サンプリングにさいし、割当法が併用されたとのことではあるが、母集団との対応関係は厳密には保たれておらず、代表性は完全には確保されていない。データの分析にあたり、この点を補正することを試みたが、中国全国についての人口統計は入手できたものの、調査対象地毎の統計を入手すること

〈8〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

ができなかったために、この補正は不可能であった。

データ入力是中国側が行った。入力されたデータについて、明らかに入力エラーと思われるケースがいくつかみられた。各ケース毎の変数の数が一致しない、あるいは一桁の数値データが入力されているべきコラムで二桁の数値データが入力されているなどの事例である。これらについて前記のとおり分析からそのサンプル全体を排除した。

調査にさいしては、前述したように調査員が面接して調査票に記入する方法を用いた。また、少数民族の調査など言語が異なる場合に随時通訳しながら調査を行った。この国ないし省の係官である調査員が面接調査することによる回答のバイアスは当然予想されるところである。また、通訳がなされた場合のバイアスも考慮する必要があるであろう。これらの点の影響はわれわれも自覚しているが、中国で全国調査を行う以上避けて通れないところであった。そこで、これらの点については慎重な考慮をはらいつつ、分析を進めることにしたい。

(3) 報告書の作成

二に述べた経緯で入手されたデータをもとに、まず日本側が本報告書の原案となる第一次原稿を起案し、内部の検討を経て、第二次、第三次原稿を作成した。一九九八年一二月に第三次原稿をもとに日本側と中国社会科学院法学研究所日本法研究センター所長肖賢富教授とが協議を行ない、その協議を踏まえ、再度日本側が第四次原稿を作成した。この第四次原稿をもとに一九九九年三月北京で日中双方の研究者が合同討論会を開催し、その合同討論会の内容を踏まえて一九九九年七月に単純集計の結果を中心に、日本側が作成した第五次原稿が本報告書の基本的内容となっている。

この第五次原稿は、藤本が執筆した原案に加藤が加筆し、さらに日本側研究会が討議したものを、中国側に送付し、その同意をえて、本報告書のかたちで発表するものである。

別途発表されるジュリスト原稿は、藤本、野口、加藤の三名がそれぞれ独自に執筆したものを加藤がその責任において統合し、日本側の全体会議にかけて検討した。それを先々の日米調査との関係さらにアメリカ側が参加者と検討したうえで、発表するものである。

- (1) この研究の調査および分析を担当した法意識国際比較研究会のメンバーは青木清、太田勝造、岡田幸宏、加藤雅信、河合幹雄、季衛東、金祥洙、高見澤磨、野口裕之、藤本亮であり、中国社会科学院法学研究所のメンバーは肖賢富、夏勇、高鴻鈞の3氏であった。なお今回の発表にさいしては、拡大研究会を開催し、中国法研究者の谷垣真理子、松原健太郎両氏と、この後に予定されている日米調査との関係で、アメリカ側から D. H. Foote, M. K. Young 両氏らと討議を行った。また、本研究にさいしては、平和中島財団(1994年)、科学研究費：国際学術研究(1994～5年)、名古屋大学 A P 基金(1995～6年)、国際交流基金日米センター(1999～2001年)助成をうけた。本研究に協力をいただいた諸機関に心から謝意をあらわしたい。
- (2) 関琦著＝丸山昇監訳『中国の政治文化——なぜ民主主義が育たないのか』(田畑書店、1991年)。
- (3) 市川太一＝上野裕久＝加藤高＝川内嘉＝北西允共著『日中学生の政治・法意識の比較』(広島修道大学総合研究所、1993年)。
- (4) 夏勇(主編)『走向権利的時代 - 中国公民権利発展研究(権利時代に向かって - 中国公民権利発展研究)』(中国政法大学出版社、1995年)。
- (5) 龔祥瑞主編(浅井敦他訳)『法治の理想と現実：「中華人民共和国行政訴訟法」実施状況と今後の動向に関する調査研究報告』(新評論、1996年)。

第二章 サンプルの特徴

まずはじめに、被調査者の全般的な特徴を簡単にみておくことにしたい。なお、「政治活動度」と「生活への満足度」と「力への志向度」の

〈10〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

各スケールはサンプルの全体像を把握するために、関連する複数の変数を単純合算したものである。参考として適宜併記してある全国統計数値は主に『中国統計年鑑』（中国統計出版社）の1996～1998年版からのものである。

1 調査地

調査地毎の有効サンプル数は総計が4963ケースである。内訳は、北京市が804ケース、上海市が785ケース、深圳市が400ケース、黒竜江省が993ケース、湖北省が989ケース、雲南省が992ケースとなっている。

[TABLE 1]

参考までに、「中国統計年鑑」等により判明した各都市の人口を併記した。

[TABLE 1] 調査地毎サンプル数

都市県名	北京	ハルビン	海林	黒河	上海	武漢	秣陽	襄陽	深圳	昆明	景洪	麗江	合計
度数	804	296	347	350	785	299	346	344	400	295	349	348	4963
%	16.2	6.0	7.0	7.1	15.8	6.0	7.0	6.9	8.1	5.9	7.0	7.0	100.0
人口 ^{*1} (万人)	1070	534	〈42〉	166	1301	710	〈40〉	〈111〉	99	375	〈30〉	107	

※1 各都市・県の人口は、『中国統計年鑑1996』表(10・6 MAIN SOCIAL AND ECONOMIC INDICATORS OF PROVINCIAL CAPITAL CITIES AND SEPARATE PLANNING CITIES (1995))、総研編『99年版中国富力』（かんき出版）、張治国『最新中国地名事典』（日外アソシエーツ、1994）による。なお〈 〉は1991年データである

2 ジェンダー

分析に用いた4963ケースのうち、男性は2766人で55.7%、女性は2197人で44.3%である [TABLE 2]。1995年時の中国全体の男性・女性比率より男性がやや多くサンプリングされている。

〔TABLE 2〕 ジェンダー毎サンプル数

	度数	%	1995全国統計 (%) ^{*1}
女性	2197	44.3	49.0
男性	2766	55.7	51.0
合計	4963	100.0	100.0

※1 「中国統計年鑑1998」表(2-3 STRUCTURAL INDICATORS ON NATIONAL ECONOMIC AND SOCIAL DEVELOPMENT)

3 年齢

本調査では生年を尋ねてその回答から年齢を算出している。ここでは年齢階級毎にまとめなおしたものをみてみよう〔TABLE 3〕。中国全体の年齢毎人口比と比較した場合、30歳から44歳までの階級がやや多めにサンプルされている。

〔TABLE 3〕 年齢階級毎サンプル数

	- 24	25 - 29	30 - 34	35 - 39	40 - 44	45 - 49	50 - 54	55 - 59	60 - 64	65 -	合計
度数	758	694	864	703	685	445	266	203	155	190	4963
%	15.3	14.0	17.4	14.2	13.8	9.0	5.4	4.1	3.1	3.8	100.0
18才以上人口に対する比率 (%) ^{*1}	16.8	14.8	12.8	10.1	10.8	8.1	6.2	5.6	5.1	9.8	100.0 ^{*2}

※1 18歳以上人口に対する年齢毎人口比は、『中国統計年鑑1996』72ページの表(3-5. POPULATION BY AGE AND SEX)より計算した。これは、サンプル調査に基づくデータである。また、その表に示されている全体合計値と各年齢階層毎の合計値が一致していないため、ここでは、オリジナルの表の各年齢階層毎人口を合計したものを母数すなわち18歳以上人口として比率を計算した。あくまで参考データとして参照されたい。

※2 小数第二位以下の四捨五入により表示されている項目毎の百分率合計は100%とはならない。

4 職業

バックトランスレーション時における職業についての指摘が、中国語訳印刷に際しての誤植を生み、選択肢の中の「(10) 家事従事者」が誤って「(10) 自営業」となっていたため、この(10)を選択した回答に

〈12〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

については「(8) 自営業」に合算した。[TABLE 4]

[TABLE 4] 職業毎サンプル数

	農林牧漁業	工場労働者等※1	会社員※2	商業／サービス	企業管理職	自営業	教育／文化／医療	法律専門職	学生	党／政府機関	軍人	離休者※3	定年退職者	無職	その他	合計
度数	1483	676	265	299	177	180	475	33	195	519	199	79	257	84	42	4963
%	29.9	13.6	5.3	6.0	3.6	3.6	9.6	.7	3.9	10.5	4.0	1.6	5.2	1.7	.8	100.0

※1 工場労働者等のブルーカラーを中心とする。

※2 原語は「公司職員」。日本語の会社員とは若干異なる。

※3 1949年10月1日以前に共産党の革命事業に有利な仕事に従事した者で、彼らは定年後、定年前の給料と同額の年金を支給される。さらに、毎年会社が主催する旅行のほか、図書や新聞の手当等の優遇を受けている。普通の定年退職者である「退休者」と区別される。

参考・1995年中国職業毎人口※1

	農林漁業	鉱業	製造業	エネルギー	建築	地質水利	交通通信	商業／サービス業
人数	33018	932	9803	258	3322	135	1942	4292
%	52.9	1.5	15.7	0.4	5.3	0.2	3.1	6.9
	不動産	社会サービス	健康スポーツ福祉	教育文化放送	科学技術研究	政府 政党各種団体	その他	合計
人数	80	703	444	1476	182	1042	4485	62390 (万人)
%	0.1	1.1	0.7	2.4	0.3	1.7	7.2	100(%)

※1 本調査で用いられている職業分類と、中国統計年鑑で用いられている職業分類は異なるので、直接対比できるのは、限られた職種にすぎない。このデータは、『中国統計年鑑1996』から表(4-5. EMPLOYEES BY SECTOR)のうち1995年のデータを抜き出した。

5 教育レベル

最終学校毎の構成は表のとおりである [TABLE 5]。学歴毎の全国人口統計はない。他の資料によって進学率をみると、ユネスコ統計をもと

に世界銀行が公表しているデータでは、第三次（高等）教育機関への進学率は1980年に2%、1996年時点で6%である。また、「中国統計年鑑」で公表されている人口統計推定値と大学入学者数で試算するといわゆる大学等進学率は1996年に約7.6%になる⁽¹⁾。従来、中国において大学等入学率はずっと低い水準におかれていたことを考えると、本調査において大学等を最終学歴とする者が20%をこえるのは、大学等進学率が全国平均より高いと推測される都市部サンプルが多くなっているとはいっても、割当法が本来もつはずの母集団の代表性が完全には確保されていないことの例証であろう（この点の補正は前述したように調査対象地毎の統計が入手できなかったため、不可能であった）。また、15歳以上人口の無識字率・準無識字率は、1997年時点のサンプル調査（1%）で約14.2%を占めており、この点でもサンプルの代表性に同様の問題があると考えられる⁽²⁾。

〔TABLE 5〕 学歴毎サンプル数^{*1}

最終学歴	度数	%
無識字	138	2.8
小学校	729	14.7
初等中等学校	1343	27.1
高級中等学校／専門学校	1630	32.8
高等教育機関(大学等)	1013	20.4
合 計	4853	97.8
その他	110	2.2
合 計	4963	0.0

※1 日本の中学校にあたるのは中国では「初級中等学校」であり、6年間の小学校とともに義務教育課程である。日本の高校にあたるのが中国では「高級中等学校」となる。狭義の4年生大学以外も含む大学レベルの教育機関は一般に中国語で「高等学校」と表記されるので注意が必要である。

6 党派

一般大衆が60.6%、共産党員が23.0%、共青団員が15.2%、中華人民共和国建国に協力した民主勢力はごく少数である。1997年党大会報告で

〈14〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

の共産党員数は5800万人、総人口の約5%である。共産党員がオーバーサンプリングされている。[TABLE 6]

[TABLE 6] 党派毎サンプル数

	度数	%
一般大衆	3009	60.6
共産党員	1140	23.0
共青団員	753	15.2
民主勢力	35	.7
その他	26	.5
合計	4963	100.0

7 所得階級

中国においては所得格差が大きいことに注意する必要がある [TABLE 7]。調査時の1995年の中国の、年間平均所得は、地方の世帯で1577.7元（純所得）、都市部の世帯で4288.0元（純所得）である⁽³⁾。本調査では月収を聞いているので、それと比較するために単純に月割りすれば、地方世帯で約131.5元、都市部世帯で約356.9元となる。これに対し、調査サンプルの平均収入を試算すると⁽⁴⁾田園部居住者で約217元、都市部居住者で約588元となる。やや高所得層寄りにサンプルされていることになる⁽⁵⁾。

[TABLE 7] 所得階級毎サンプル数

単位・元	有効回答								合計	合計
	0 - 200	200 - 300	300 - 400	400 - 500	500 - 800	800 - 1000	1000 - 1500	1500 -		
度数	1254	896	726	631	657	408	218	168	4958	4963
%	25.3	18.1	14.6	12.7	13.3	8.2	4.4	3.4	100.0	

8 居住地

都市部居住者が3132人で63.1%、農村部居住者が1831人で36.9%となっている。全国的には、田園部居住者が約7割、都市部居住者が約3割

である。この点では都市部居住者がオーバーサンプリングされていることになる。[TABLE 8]

中国での戸籍制度が都市戸籍と農村戸籍に分離して管理されていることから、中国での調査の際には、居住地について都市部と地方部の区別を聞くことがめづらしくない。これは調査実施に際しての、都市部サンプルと農村部サンプルとは異なるものである。例えば、北京サンプルにもこの質問でたずねている都市部居住者と田園部居住者が含まれる。

[TABLE 8] 居住地毎サンプル数

	度数	%		全国平均 %
田園部	1831	36.9	農村	70.96
都市部	3132	63.1	都市	29.04
合計	4963	100.0		

9 民族

漢民族が8割を占める。以下多い順に、タイ族(4.2%)、回族(2.4%)、満族(1.8%)、朝鮮族(1.2%)、白族(0.6%)、壮族(0.2%)となっている。雲南省麗江においては、これらとは別の「その他」に分類される少数民族が中心となっている。[TABLE 9]

[TABLE 9] 民族毎サンプル数

	漢族	回族	白族	タイ族	壮族	満族	朝鮮	その他	合計
度数	3994	119	30	209	12	90	60	449	4963
%	80.5	2.4	.6	4.2	.2	1.8	1.2	9.0	100.0
少数民族対 総人口百分 率*1		0.76	0.14	0.09	1.4	0.87	0.17		

※1 「中国統計年鑑1996」表(2-26 GEOGRAPHIC DISTRIBUTION OF MINORITY NATIONALITIES)、表(3-4 BASIC STATISTICS ON NATIONAL POPULATION CENSUS IN 1953, 1964, 1982 AND 1990) から試算した。

〈16〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

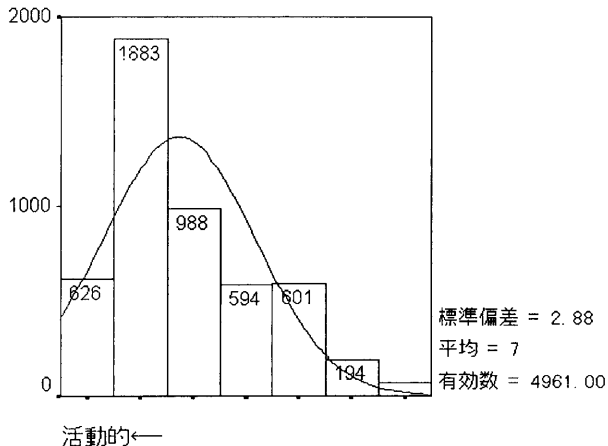
10 政治活動度

問題二の問3から5は、政治的活動度を計測するものであり、これらの三つの質問に対する回答値の単純総和を政治的活動度のスケールとした。政治活動度は全体的に比較的高い。〔図I〕（付録2参照）

図 I

政治活動度スケール

ヒストグラム(v13+v14+v15)



11 生活への満足度

問題二の問1と2は生活への満足度と改革開放前の15年前（調査時点）と比較してより生活がよくなったかを尋ねたものであり、両者の和を用いて「生活満足度」スケールとした。ある程度満足している人が過半数である。これは中国社会の生活水準が改革開放後高まっていることを反映していると思われる。〔図II〕（付録2参照）

12 「力」への志向度スケール

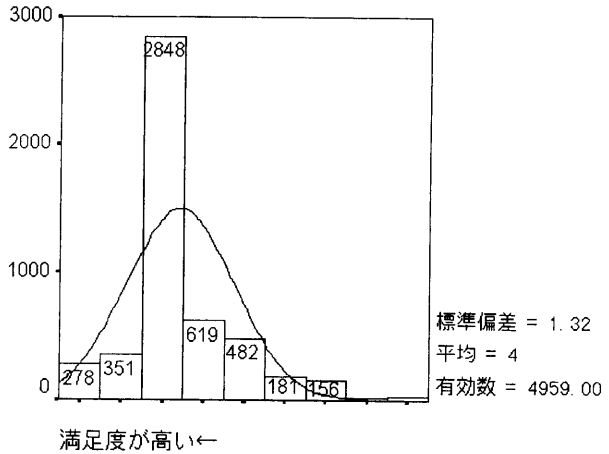
法が、最終的には国家権力による強制によってその実効性を担保されていることから、権力的なものへの志向度と法に対する態度と関連していると考え、これをさらに検討するために、問題二二では、アドルノがフ

ァシズムに対する社会的性格研究で用いたスケール群から「力への志向度」としてスケール化されているものを用いた（付録参照）。〔図Ⅲ〕

図Ⅱ

生活満足度スケール

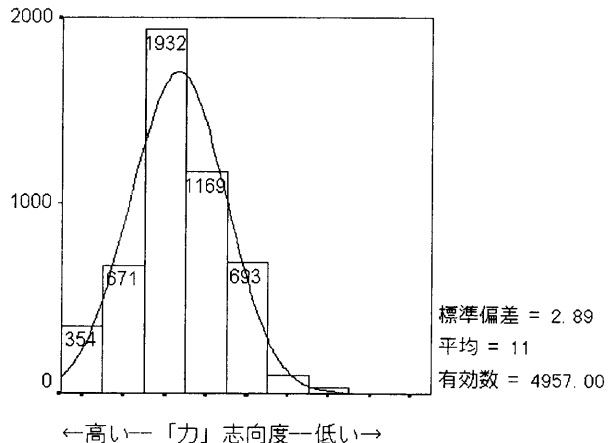
ヒストグラム(v11+v12)



図Ⅲ

「力」への志向度スケール

ヒストグラム(v65~v69の合計)



13 各変数間の相関

ここに紹介した各変数のうち、順序尺度のものならびにバイナリー変数（1 - 0型変数、値が0と1に二分される変数）についての相関係数は、右の表のとおりである。政治党派所属については、共産党と共青团を合算し（共産党関係者）、一般大衆と対照したものを用了。[TABLE 10]

本調査ではサンプル数が5000名と多いため相関係数の絶対値が0.030でも有意になっている。この値はたとえ統計的に有意であっても実質科学的な有意性のない極めて小さな値である。すなわち、統計的に有意でない相関を取り上げる必要はないが、統計的に有意な相関についてもさらに相関係数の値そのものもあわせて内容的な解釈を行う必要がある。

相関係数が相対的に高いものを示せば、都市部に居住しているの方が教育水準が高く（0.574）、都市部に居住している方が所得が多く（0.563）、教育水準が高いほど所得が多い（0.414）という傾向がみられる。これらはすべて相関係数が0.4台ならびに0.5台にある。また、共産党関係者である方が政治的活動度が高く（-0.376）、共産党関係者である方が教育水準が高い（0.372）といえるのである。これらは、相関係数が0.3台の水準を示している。このような統計的な傾向をみると、教育、所得の二点からみたエリート層が都市部に居住し、共産党関係者がそのエリート層として国を引っ張っていく中国の社会像が浮かび上がるであろう。

[TABLE10] 変数間の相関係数

		性別	年齢	教育程度	共産党・一般大衆	家族全員の平均月収	あなたの居住地	政治活動度スケール	生活満足度スケール	権力志向スケール
性別	Pearson 相関係数	1.000	.052 (**)	.030 (*)	.082 (**)	-.003	-.058 (**)	-.183 (**)	-.021	.006
	有意確率	.	.000	.039	.000	.811	.000	.000	.133	.685
	N	4963	4963	4853	4902	4958	4963	4961	4959	4957
年齢	Pearson 相関係数	.052 (**)	1.000	-.119 (**)	-.065 (**)	.027	.076 (**)	-.007	-.077 (**)	-.032 (*)
	有意確率	.000	.	.000	.000	.055	.000	.631	.000	.026
	N	4963	4963	4853	4902	4958	4963	4961	4959	4957
教育程度	Pearson 相関係数	.030 (*)	-.119 (**)	1.000	.372 (**)	.414 (**)	.574 (**)	-.291 (**)	.067 (**)	.062 (**)
	有意確率	.039	.000	.	.000	.000	.000	.000	.000	.000
	N	4853	4853	4853	4799	4848	4853	4851	4849	4847
共産党・一般大衆	Pearson 相関係数	.082 (**)	-.065 (**)	.372 (**)	1.000	.141 (**)	.229 (**)	-.376 (**)	-.026	.035 (*)
	有意確率	.000	.000	.000	.	.000	.000	.000	.074	.014
	N	4902	4902	4799	4902	4897	4902	4900	4898	4896
家族全員の平均月収	Pearson 相関係数	-.003	.027	.414 (**)	.141 (**)	1.000	.563 (**)	-.021	-.056 (**)	.099 (**)
	有意確率	.811	.055	.000	.000	.	.000	.133	.000	.000
	N	4958	4958	4848	4897	4958	4958	4956	4954	4952
あなたの居住地	Pearson 相関係数	-.058 (**)	.076 (**)	.574 (**)	.229 (**)	.563 (**)	1.000	-.063 (**)	.168 (**)	.104 (**)
	有意確率	.000	.000	.000	.000	.000	.	.000	.000	.000
	N	4963	4963	4853	4902	4958	4963	4961	4959	4957
政治活動度スケール	Pearson 相関係数	-.183 (**)	-.007	-.291 (**)	-.376 (**)	-.021	-.063 (**)	1.000	.222 (**)	.111 (**)
	有意確率	.000	.631	.000	.000	.133	.000	.	.000	.000
	N	4961	4961	4851	4900	4956	4961	4961	4957	4955
生活満足度スケール	Pearson 相関係数	-.021	-.077 (**)	.067 (**)	-.026	-.056 (**)	.168 (**)	.222 (**)	1.000	.104 (**)
	有意確率	.133	.000	.000	.074	.000	.000	.000	.	.000
	N	4959	4959	4849	4898	4954	4959	4957	4959	4953
権力志向スケール	Pearson 相関係数	.006	-.032 (*)	.062 (**)	.035 (*)	.099 (**)	.104 (**)	.111 (**)	.104 (**)	1.000
	有意確率	.685	.026	.000	.014	.000	.000	.000	.000	.
	N	4957	4957	4847	4896	4952	4957	4955	4953	4957

*相関係数は5%水準で有意(両側) **相関係数は1%水準で有意(両側)

〈20〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

- (1) 世界銀行データについては、“http://www.worldbank.org/data/wdi/pdfs/tab2_10.pdf” (1999/10/20 visited)。また試算につき、大学入学者実数は『中国統計年鑑1998』、表 (20-10 NEW STUDENT ENROLLMENT IN INSTITUTIONS OF HIGHER EDUCATION BY FIELD OF STUDY) を用いた。それにあわせるため年齢毎人口数として『中国統計年鑑1996』表 (3-5 POPULATION BY AGE AND SEX, OCTOBER 1 ST, 1995) の17歳人口を用いた。
- (2) 『中国統計年鑑1998』表4 - 8 (ILLITERATE AND SEMI-ILLITERATE POPULATION AGED 15 AND OVER BY SEX AND REGION) から算出した。
- (3) 『中国統計年鑑1998』表 (10-16 PER CAPITA NET INCOME OF RURAL HOUSEHOLDS BY REGION) ならびに表 (10-4 BASIC CONDITIONS OF URBAN HOUSEHOLDS) による。
- (4) 本調査の質問票では、8つの所得階級を示し、どれにあてはまるのかという聞き方をしているため、この平均所得の試算では、各所得階級の単純な中央値を用いて試算した。また、質問では単純に家族の「月収」としか聞いていないので、純所得よりもやや高めに回答が出てくる傾向にある。
- (5) 次項の居住地とも関係するが、本調査のサンプリングにおける都市・農村区分と、本調査の問題二の間9でたずねている居住地の都市・農村区分と、中国における戸籍上の都市・地方の区分とは必ずしも一致しない。したがって、所得階級における比較もあくまで参考数値である。

第三章 主質問の全体的傾向

ここでは、主質問の基礎統計と度数分布を一覧する。

1 問題三

この問題三は、憲法行政法等を重んじる律令国家的法イメージと市民国家的法イメージが中国社会の中でどのように機能しているかを調査することを主たる目的として設けられたものである。

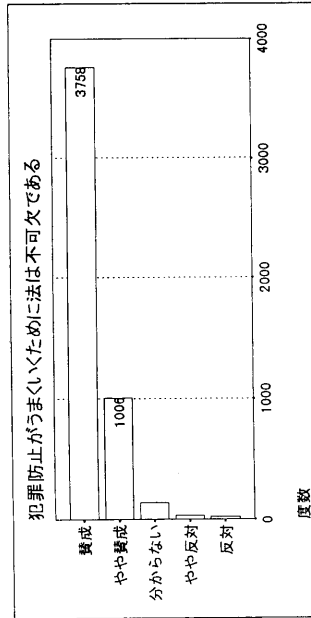
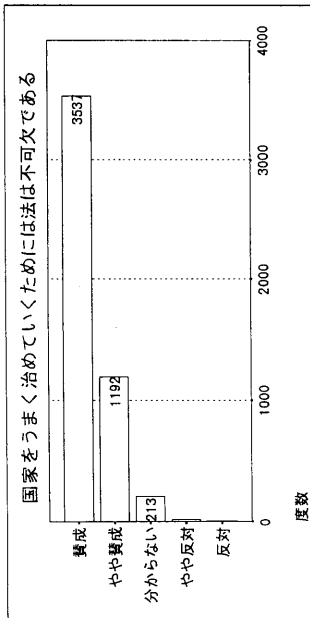
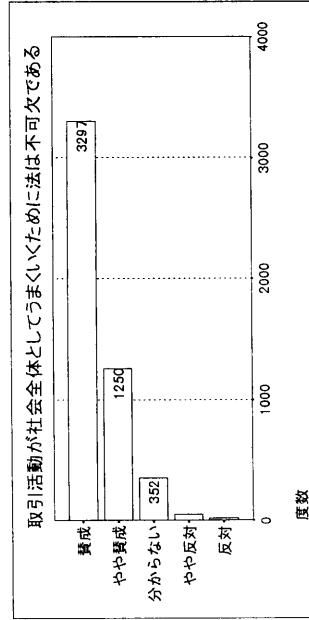
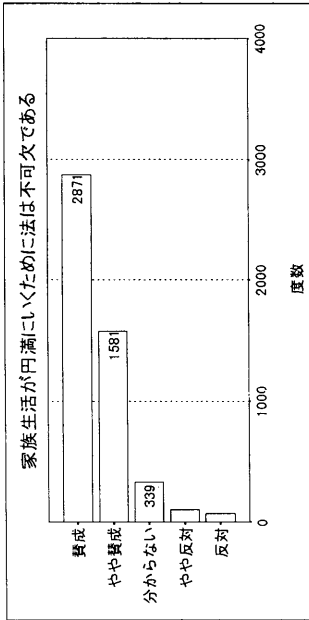
問題三 あなたは次の意見について賛成ですか、反対ですか。

(1) 賛成
 (2) やや賛成
 (3) わからない
 (4) やや反対
 (5) 反対

		1. 家族生活が円満にいくために法は不可欠である。	2. 国家をうまく治めていくために法は不可欠である。	3. 取引活動が社会全体としてうまくいくためには法は不可欠である。	4. 犯罪防止がうまくいくために法は不可欠である。
N	有効回答数	4962	4962	4963	4962
	無効回答数	1	1	0	1
回答平均値		1.5721	1.3394	1.4358	1.2987
標準偏差		.8181	.5844	.6970	.6026

その回答をみると、「家族生活」「国家統治」「取引活動」「犯罪防止」いずれの場合も(1)賛成を選択した者が最も多く、(5)反対にかけて単調に減少している。全体としてみると法を不可欠と考える傾向は、「犯罪防止」、「国家統治」、「取引活動」、「家庭生活」の順に強い。

〈22〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



2 問題四

この問題四は、法における暴力的契機、理性的契機、論理的契機が調査対象者の目にどのようなうつつているかを調べるために設けられたものである。

問題四 下記の(1)から(3)までは法のイメージについて述べたものです。あなたのイメージはAの意見とBの意見のどちらに近いですか。

1. A 私が法に従うのは国の力によって強制されているからである
 B 私が法に従うのは、法のしっかりした論理や法律家の理屈にはかなわないからである

2. A 私が法に従うのは国の力によって強制されているからである
 B 私が法に従うのは、法の内容が正しいからである

3. A 法は国家が国民を統治する道具である
 B 法は国家に対し市民が自らの権利を守るためにある

(1) Aに賛成
 (2) Aにやや賛成
 (3) わからない
 (4) Bにやや賛成
 (5) Bに賛成

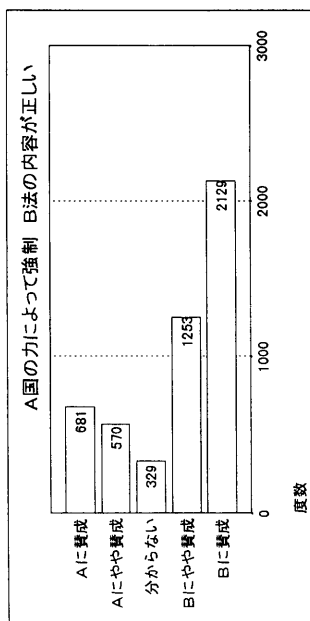
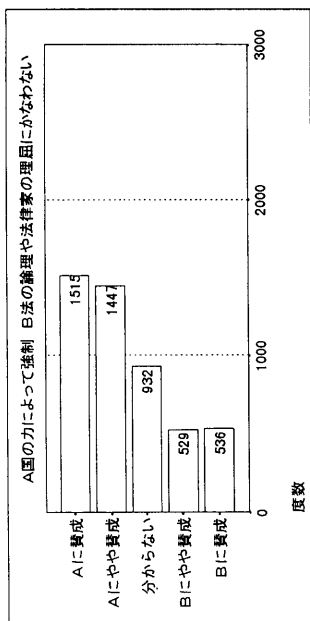
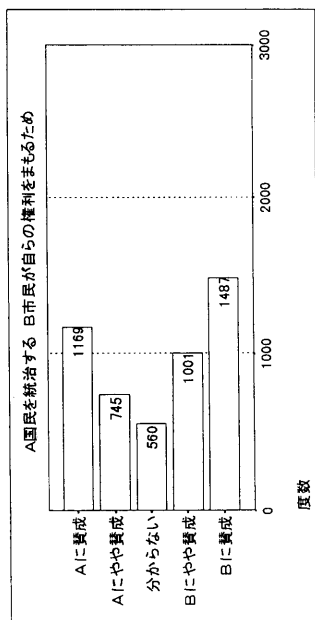
		1. 強制 vs 理屈	2. 強制 vs 正しさ	3. 統治 vs 権利
N	有効回答数	4959	4962	4962
	無効回答数	4	1	1
回答平均値		2.4200	3.7213	3.1798
標準偏差		1.3103	1.4535	1.5688

この回答は、問1では、法のイメージとしては「国家の強制力」の要素の方が「法律や法律家の論理」の要素よりも明らかに強い。

しかし、問2をみると、法のイメージにおいて、「国家の強制力」よりは「法の内容的正確さ」の要素の方が圧倒的に重視されている。ただし、この問1においてはA、Bの意見の答えたものの差は顕著とは言えないもののAの意見に賛成する者からBに賛成する者までがほぼ減滅傾向を示しているのに対し、問2においてはJ字型の分布を示していることに留意する必要がある。

問3をみると国家統治の要素と市民の権利保護の要素では後者が重視されてはいるが全体が多少歪んだU字型になっている。

〈24〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



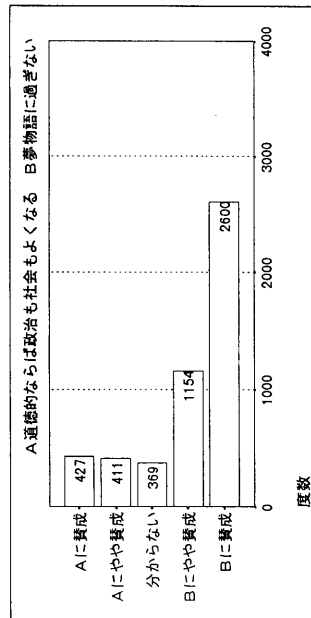
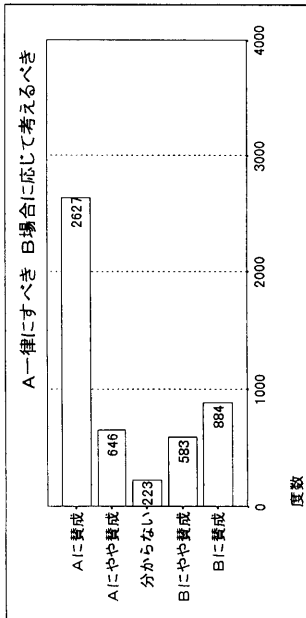
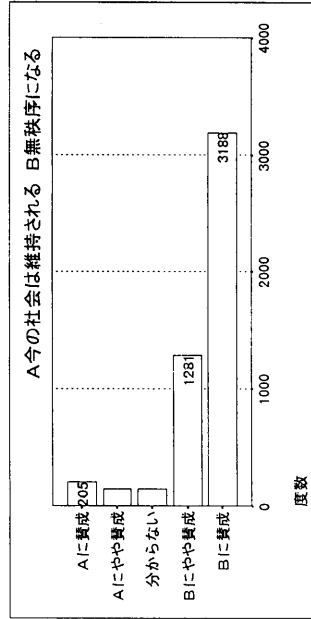
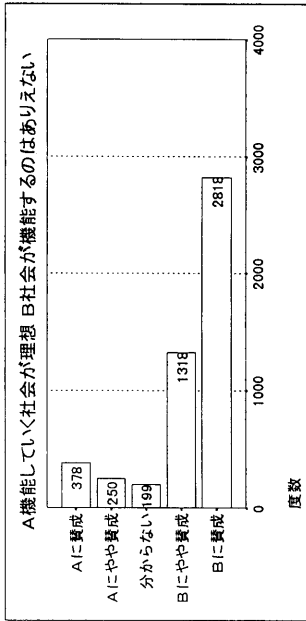
3 問題五

東洋西洋問わず、現実の社会は法によって規律されている側面があるが、問題五の1. 3. 4は「法なき社会」のイメージが東洋的な三皇五帝の伝説にあるような「徳治」イメージなのか、西洋的な「無法」社会イメージなのかを調べるために設けられたものである。問題五の2はこのような法イメージの差が、現実の法の適用にさいし、厳格な法適用が望ましいが、柔軟な法適用が望ましいがの差異をもたらす可能性があると考え設けられたものである。

問題五 次の4つの設問に答えて下さい。

1. 法と社会の関係について見方
 - A. 「法がなくても機能していく社会が理想である」
 - B. 「法がなければ社会が機能するなどということはあり得ない」
2. 現実の法適用をどのようにすべきかについての考え方
 - A. 「法の適用は一律にすべきである」
 - B. 「法の適用は場合に応じて考えるべきである」
3. 今の社会から法律というものがなくなったらどうなるか。
 - A. 「法がなくなっても基本的には今の社会が維持される」
 - B. 「法がなくなれば社会秩序は混乱してしまう」
4. 次のどちらの意見に賛成ですか
 - A. 「法がなくても人々（党と政府の指導者含む）が道徳的であれば、国の政治も社会生活も良くなる」
 - B. 「そのような見方は夢物語に過ぎないという見方」
 - (1) Aに賛成
 - (2) Aにやや賛成
 - (3) わからない
 - (4) Bにやや賛成
 - (5) Bに賛成

		1. 法がなくても (A)機能する社会 (B)ありえない	2. 法適用は (A)一律 (B)場合に応じて	3. 法律なくなっても (A)社会維持 (B)無秩序	4. 法がなくても(A)人々に倫理あればよい (B)それは夢物語
N	有効回答数	4963	4963	4960	4961
	無効回答数	0	0	3	2
回答平均値		4.1985	2.2849	4.4327	4.0258
標準偏差		1.2066	1.6020	.9852	1.3054



問1では、「4. Bにやや賛成」「5. Bに賛成」を占める者が合わせて83.4%であり、大部分の者が「法がなければ社会が機能するなどということはありえない」に考えている。

問2では、「1. Aに賛成」が52.9%と最も多いが、「5. Bに賛成」が17.8%と次に多い。さらに「2. Aにやや賛成」の13.0%と「4. Bにやや賛成」の11.7%がほぼ等しくなっている。現実の法適用に関しては考えがわかれている。

問3では、「4. Bにやや賛成」「5. Bに賛成」を占める者が合わせて90.1%であり、大部分の者が「法がなくなれば社会秩序は混乱してしまう」と考えている。

問4では、「4. Bにやや賛成」「5. Bに賛成」を占める者が合わせて75.7%であり、大部分の者が「そのような見方は夢物語に過ぎない」という見方をしている。

全体としては、法によって、また法によってのみ社会が維持され、機能すると考える者が大部分である。

4 問題六

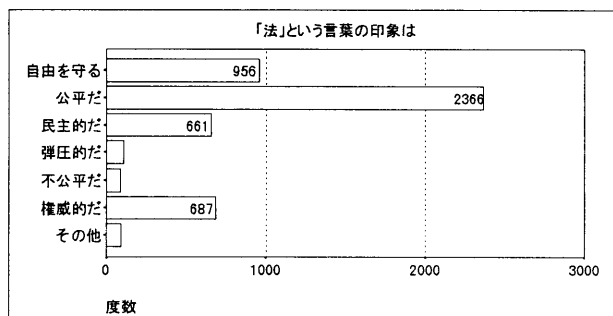
問題六は韓国法制研究院の質問項目（付録参照）を若干修正し、各国での法イメージの差異を調べるために設けられたものである。

問題六 あなたは、「法」という言葉を聞くとまっ先にどのような印象をお持ちになりますか。ひとつだけお選び下さい。

- (1) 自由を守る
- (2) 公平だ
- (3) 民主的だ
- (4) 弾圧的だ
- (5) 不公平だ
- (6) 権威的だ
- (7) その他（具体的に）

〈28〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

N	有効回答数	4962
	無効回答数	1
	回答平均値	2.6852
	標準偏差	1.6687



中国での回答は、「2.公平だ」が47.7%と圧倒的に多く、「1.自由を守る」の19.3%がそれにつぎ、さらに「3.民主的だ」の13.3%、「6.権威的だ」の13.8%がほぼ等しい値で続いている。一方で「4.弾圧的だ」「5.不公平だ」と感ずる者が、わずかではあるがそれぞれ2.3%、1.8%存在する。法は一般にはプラスのイメージをもたれることが多いが、それがすべての人にあてはまるわけではない。

5 問題七

川島武宜『日本人の法意識』にも見られるように法による解決は、日本では伝統的に不人気で義理人情の世界に適用しないと言われていた。問題七はこの点の実際を各国との対比において調べるために、韓国法制研究院の設問（付録参照）を修正したうえで設けられたものである。

中国における回答は以下の通りであった。

問題七 取引をした相手と紛争が生じたため、交渉を始めようとしたところ、相手から「法的に解決します」と言われました。

その場合、あなたはどのように感じますか。

1. 合理的だ 2. 人情がない 3. 不快だ

- (1) 完全に賛成
 (2) 賛成
 (3) わからない
 (4) 反対
 (5) まったく反対

		1. 合理的だ	2. 人情がない	3. 不快だ
N	有効回答数	4962	4958	4959
	無効回答数	1	5	4
回答平均値		1.8555	3.0736	3.0678
標準偏差		.9483	1.1863	1.1407

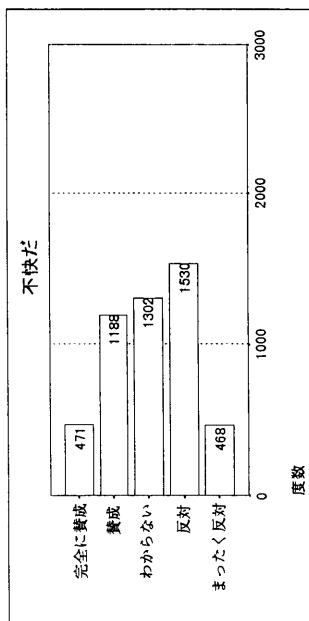
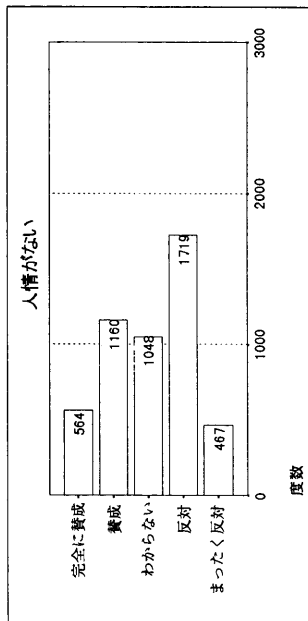
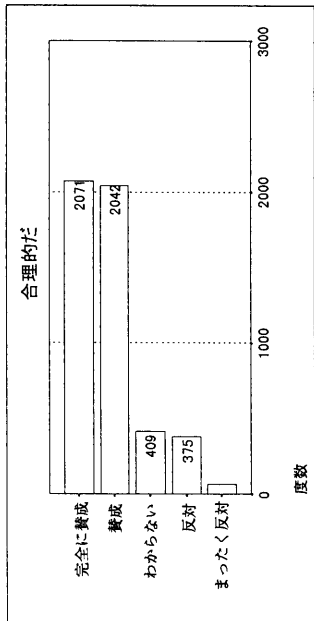
問1は「1.完全に賛成」が41.7%、「2.賛成」が41.2%と並んでおり、両者をあわせると82.9%になる。「合理的」と考える者が大部分である。

問2は、「4.反対」が34.7%と多いが、「2.賛成」も23.4%、「3.わからない」も21.1%が選択している。すなわち「人情がない」に対して、極端ではないが評価が分かれている。

問3は、「4.反対」が30.9%と多いが、「3.わからない」26.3%、「2.賛成」が24.0%と近い値を示している。すなわち「不快だ」というのに対して、極端ではないが評価が分かれている。

「法的に解決します」といわれた場合に、大部分の者が合理的だと考える反面、感情面では人により感じ方が異なっている様子が見られる。

〈30〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



6 問題八

問題八も韓国法制研究院の質問項目（付録参照）を若干修正したものであるが、現実の生活を営むにあたって国民がどのように法の存在を意識しているか意識していないかを調べるために設けられたものである。

回答は、以下のとおりであった。

問題八 あなたは、人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。	
1. 常識的に生きる 2. 法の通りにすればよい 3. 法に関連することはできる限り避けるのがよい	
(1)	完全に賛成
(2)	賛成
(3)	わからない
(4)	反対
(5)	まったく反対

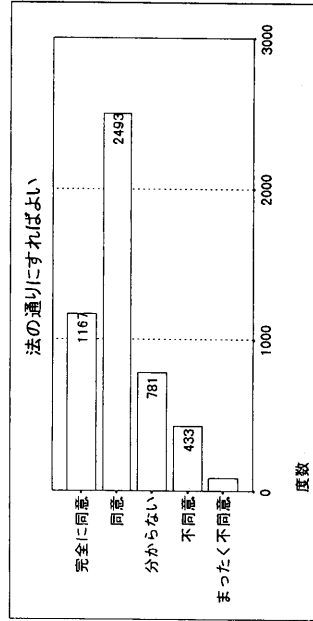
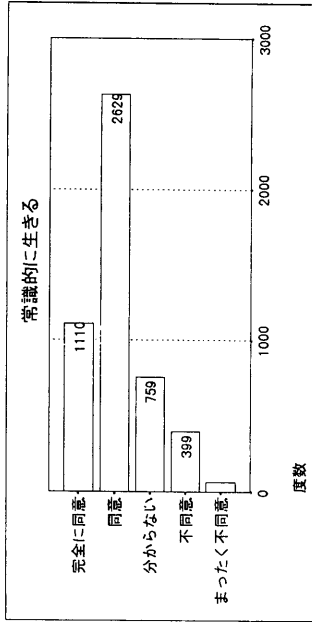
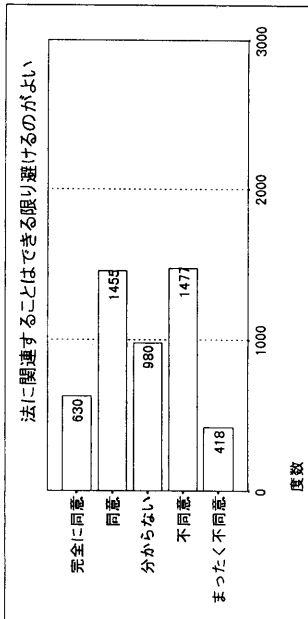
		1. 常識的に生きる	2. 法の通りにすればよい	3. 法に関連することはできる限り避けるのがよい
N	有効回答数	4960	4960	4960
	無効回答数	3	3	3
回答平均値		2. 1282	2. 1488	2. 9190
標準偏差		. 8925	. 9360	1. 1958

問1は、「2. 賛成」が53.0%と最も多く、次いで「1. 完全に賛成」が22.4%である。あわせると回答者の75.4%が「常識的に生きるのがよい」と考えている。

問2は、問1と同様の傾向がみられ、「2. 賛成」が50.3%と多く、次いで「1. 完全に賛成」が23.5%である。あわせると回答者の73.8%が「法のとおりになればよい」と考えている。

問3は、問1および問2と異なり、「2. 賛成」が29.3%、「4. 反対」が29.8%とほぼ等しく、「3. わからない」が19.8%とこれらに次いでいる。双峰型の分布を示すところが特徴的である。

〈32〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



人々が、社会生活をしていくうえでは、常識的にかつ法のとおりにすればよいと大部分の人が考えているが、法に関連することは避けるのがよいか否かについては判断がわかれている。

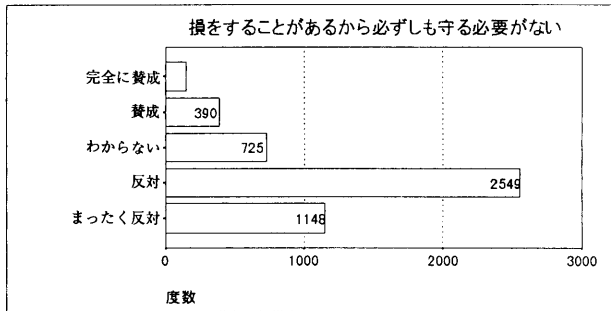
7 問題九

問題九ないし問題十一は、遵法度の各国間の差異を計るために設けられたものである。

問題九 「法のとおりに生きると損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要がない」という意見があります。あなたはこの意見に同意しますか、同意しませんか。

- (1) 完全に賛成
- (2) 賛成
- (3) わからない
- (4) 反対
- (5) まったく反対

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
回答平均値		3.8379
標準偏差		.9676



法からの逸脱行動が自己利益を追求している場合と制裁回避を目的とする場合とを遵法精神が低いと考え、遵法度を測定しようとした（なお大幅な修正は施されているが、この質問には韓国法制研究院の質問票の一部を利用しているところがある）。回答を見ると、「4. 反対」が51.4%

〈34〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

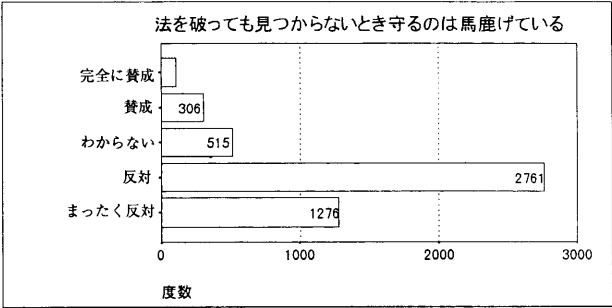
と際立って多い選択率を示している。これに「5.全く同意しない」の23.1%を加えると、74.5%の回答者がこの意見に同意していない。

8 問題十

問題十 「法を破っても見つからない場合でも、法を守るのとはときに馬鹿げたことである」という意見があります。あなたはこの意見に同意しますか、同意しませんか。

- (1) 完全に賛成
- (2) 賛成
- (3) わからない
- (4) 反対
- (5) まったく反対

N	有効回答数	4962
	無効回答数	1
回答平均値		3.9672
標準偏差		.8918



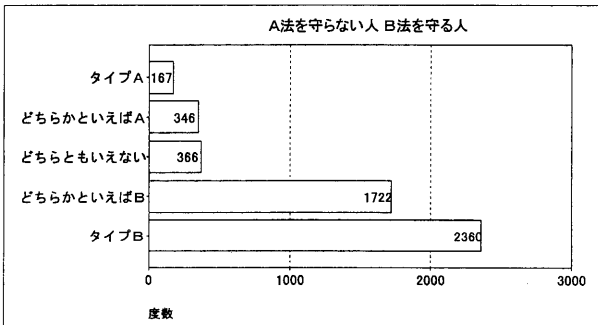
回答は、問題九とほぼ同じ傾向を示しており、「4.反対」が55.6%と際立って多い選択率を示している。これに「5.まったく反対」の25.7%を加えると、81.3%の回答者がこの意見に同意していない。

9 問題十一

問題十一 次の生活態度のどちらを生き方として選びたいですか
 タイプA 「ときには法を守らないが上手に生きている人」
 タイプB 「多少損をしながらも法を守って生きていく人」

(1) タイプA
 (2) どちらかといえばタイプA
 (3) わからない
 (4) どちらかといえばタイプB
 (5) タイプB

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
回答平均値		4.1615
標準偏差		1.0515



回答は、「4. どちらかといえばタイプB」と「5. タイプB」の選択者をあわせると82.3%になり、圧倒的に多くの者がタイプB「多少損をしながらも法を守っていきっていく人」を選んでいる。

10 問題十二

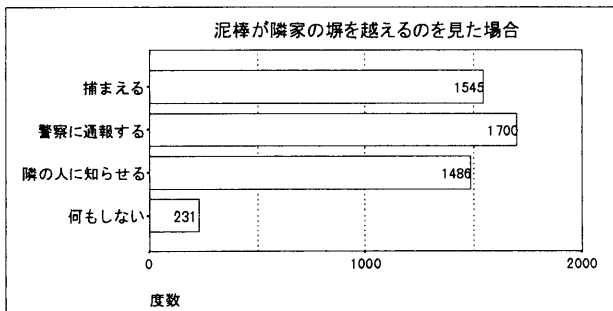
問題十二および問題十三は他人が刑事犯罪を犯した場合、それをどの程度積極的に防止しようとするか否かを調べるのを試みたものである。問題十二は、韓国法制研究院の質問項目を若干修正し、問題十三は基本的に日本文化会議の質問項目に基づくものである（付録参照）。

〈36〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題十二 泥棒が隣家の塀を越えるのを見た場合、あなたはどうかされますか、次のうちから一つをお選び下さい。

- (1) 捕まえる
- (2) 警察に通報する
- (3) 隣の人に知らせる
- (4) 何もしない

N	有効回答数	4962
	無効回答数	1
回答平均値		2.0812
標準偏差		.8892



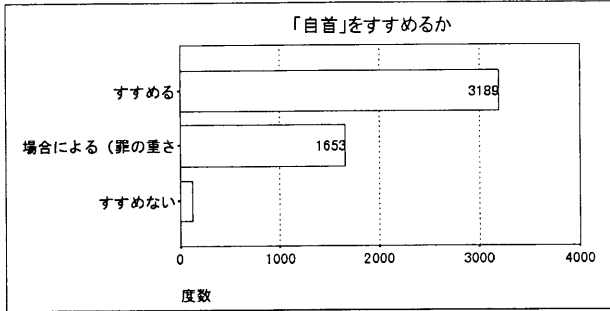
問題十二の回答は、「2.警察に通報する」が多く34.3%であり、次いで、「1.捕まえる」が31.1%、そして「3.隣の人に知らせる」が29.9%である。これらはほとんど選択率が等しくなっている。これに対して、「4.何もしない」を選択した者が4.7%と少ないながらも一定程度存在している。

11 問題十三

問題十三 家族の中に犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していません。このようときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか、すすめませんか。

- (1) すすめる
- (2) 場合による (罪の重さによる)
- (3) すすめない

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
回答平均値		1.3812
標準偏差		.5328

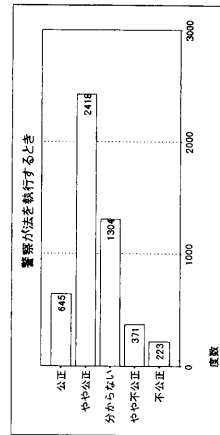
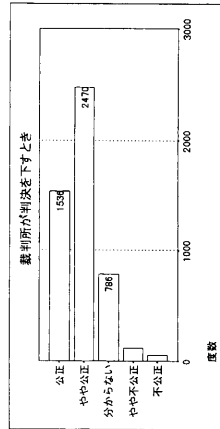
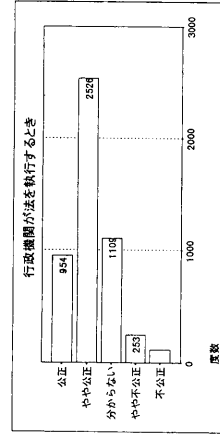
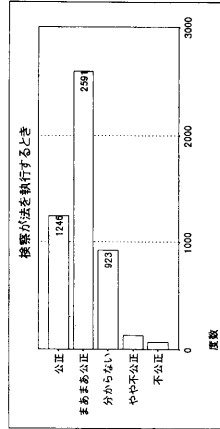
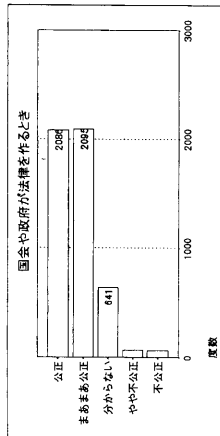


回答としては、「1.すすめる」が64.3%と圧倒的に多く、「2.場合による (罪の重さによる)」にも33.3%の回答がある。2.4%とわずかながら「3.すすめない」に回答したケースもある。

12 問題十四

問題十四 以下の各機関は、次のような場面でどの程度公正だとお考えになりますか。	
(1)	公正
(2)	やや公正
(3)	わからない
(4)	やや不公正
(5)	不公正

		1. 行政機関が法を執行するとき	2. 警察が法を執行するとき	3. 検察が法を執行するとき	4. 裁判所が判決を下すとき	5. 立法機関や政府が法律を作るとき
N	有効回答数	4962	4961	4961	4962	4961
	無効回答数	1	2	2	1	2
回答平均値		2.2058	2.4173	2.0300	1.9277	1.7783
標準偏差		.8917	.9605	.8180	.8070	.8248



この質問は韓国法制研究院の質問票（付録参照）にならって国の各機関がどの程度国民の中に受け取られているのかを調べたものである。

回答は以下のとおりであった。

「行政機関が法を執行するとき」に「2. やや公正」が50.9%、「1. 公正」が19.2%と、両者を合計すると70.1%と圧倒的である。このパターンは「警察」「検察」「裁判所」と若干の数値の差異がみられるものの、共通に観察される傾向である。しかし、これに対して、「国会や政府が法律を作るとき」に「1. 公正」と応えた者が42.0%と他の諸機関よりも相対的に多くなっている点が特徴的である。「2. やや公正」42.2%とあわせると84.2%となる。また、「警察が法を執行するとき」「5. 不公正」と応えた者が4.5%と他の諸機関と比較して相対的に多くなっている。

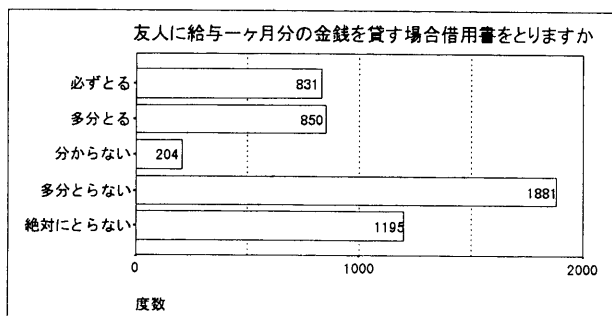
13 問題十五

この質問は日本の総理府調査（付録参照）をもとに、友人間での金銭消費貸借における法的証拠の具備の各国比較を試みたものである。

問題十五 親しい友人に給与一ヶ月相当分の金銭を貸すとします。この場合、借用証をとりますか。	
(1)	必ずとる
(2)	多分とる
(3)	わからない
(4)	多分とらない
(5)	絶対にとらない

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
	回答平均値	3.3546
	標準偏差	1.4348

〈40〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



中国での回答は、借入書を「4.多分とらない」が37.9%と多い。「5.絶対にとらない」24.1%とあわせるととらないと答えた者は62.0%となり、多数を占める。他方、「1.必ずとる」「2.多分とる」の回答者をあわせると33.9%となる。

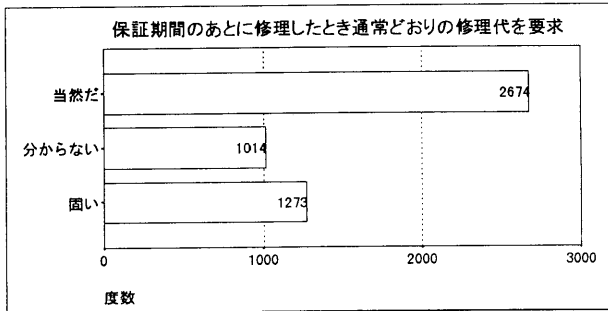
14 問題十六

この質問は、日本の総理府調査票の質問（付録参照）をもとに契約文言とおりの行動がどのように評価されるか、各国比較を試みたものである。

問題十六 高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売主が通常どおりの代を要求してきました。あなたはそれを当然としますか、それともゆうづうがきかないと思いますか。

- (1) 当然だ (2) わからない (3) 固い

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
	回答平均値	1.7176
	標準偏差	.8462



中国での回答をみると、要求するのは「1.当然だ」を選択した者が53.9%と半数を超える。

15 問題十七

この質問は、日本文化会議の質問票の質問（付録参照）にもとづき、契約書についてのイメージの差異を調べたものである。

問題十七 契約書というものについて、あなたは次のAさんとBさんのうち、どちらに近いですか。

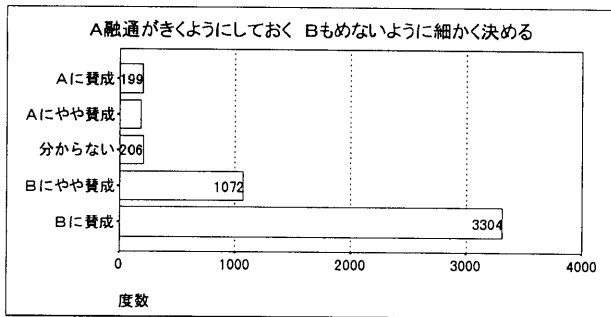
A. 契約書をとりかわすときでもできるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけあとからゆうづうがきくようにしておく方がよい

B. 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておく方がよい

(1) Aに賛成
 (2) Aにやや賛成
 (3) 分からない
 (4) Bにやや賛成
 (5) Bに賛成

N	有効回答数	4961
	無効回答数	2
回答平均値		4.4316
標準偏差		1.0137

〈42〉 「中国人の法意識」調査基本報告書



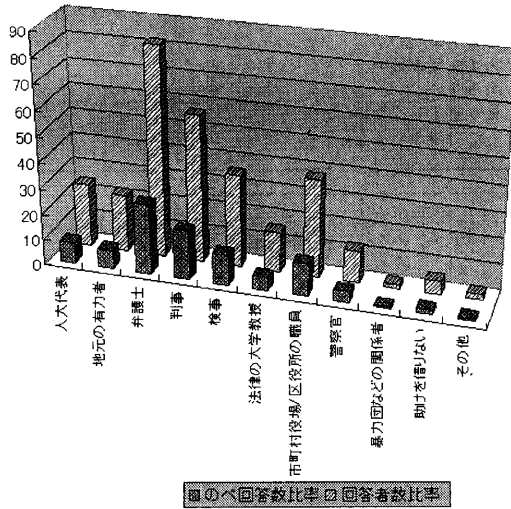
中国での回答を見ると、契約書については、「5. Bに賛成」66.6%と「4. Bにやや賛成」と答えた者が21.6%と大多数を占める。「1. Aに賛成」と「2. Aにやや賛成」をあわせても7.6%と、ほとんどいない。

16 問題十八

問題十八 あなたは、法に関わる出来事が生じたときに誰に助けを求めたいですか。次の内から三つ選んで下さい。

- (1) 人大代表
- (2) 地元の有力者
- (3) 弁護士
- (4) 判事
- (5) 検事
- (6) 法律の大学教授
- (7) 市町村の役場あるいは区役所の職員
- (8) 警察官
- (9) 暴力団等に関係する者
- (10) 助けを借りない
- (11) その他（具体的に）

誰に助けを求めたいか



この質問は、韓国法制研究院の質問票と日本文化会議の質問票と組み合わせ、具体的な法的紛争に直面した場合に誰に頼りたいかという観点から調査したものである。

中国での回答をみると、もっとも頼りにされているのは弁護士であり、80%以上の者に助けを求めたいと考えており、判事が第二位、検事が第四位と法律専門家は全体に多く選択をされている。それに割り込む形で第三位に「市町村役場あるいは区役所の職員」と身近にいる公務員に助けを求めたいと考えられている。

17 問題十九

問題十九から二一は、紛争解決手段としての裁判利用とその他の方法の利用とがいかなる状況にあるかについて、各国比較を試みたものである。

中国での回答は以下のとおりであった。

〈44〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題十九 ある人が友人に一月分分の給料にあたる金額を貸したが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしない。友人と交渉しても、友人はその金を返さない。

- (1) とても望ましい
- (2) まあまあ望ましい
- (3) わからない
- (4) あまり望ましくない
- (5) まったく望ましくない

		1. 相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは	2. 共通の知り合いである有力な人にその人が相談するのは	3. とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは	4. その人が民事調停※で問題を解決しようとするのは	5. その人が返還を求めて裁判所に訴えるのは
N	有効回答数	4960	4961	4961	4960	4960
	無効回答数	3	2	2	3	3
回答平均値		3.8556	2.3251	2.7196	2.4522	2.8139
標準偏差		1.2203	1.2035	1.2805	1.2952	1.5357

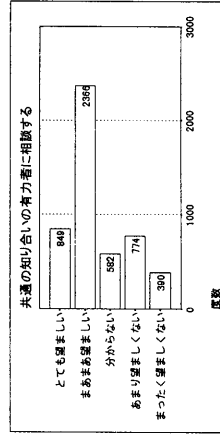
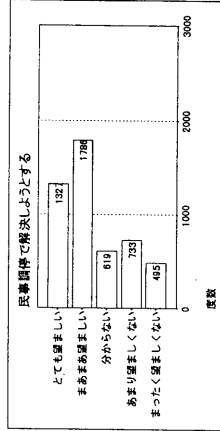
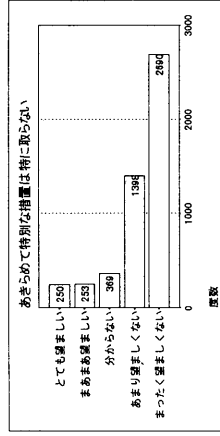
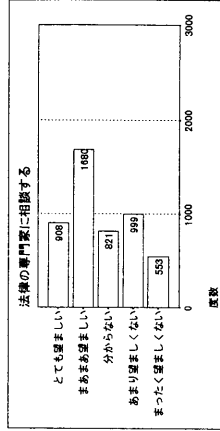
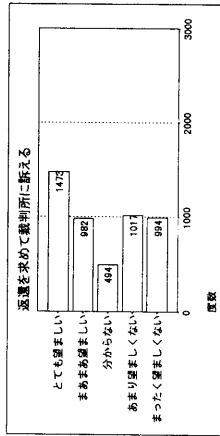
※ 本稿における民事調停とは中国での人民調解を意味し、地域または職場間での調停を指す

1. 「5. まったく望ましくない」が多く、38.5%。「4. あまり望ましくない」32.0%とあわせると70.5%にも上り、否定的にとらえられている。

2. 「2. まあまあ望ましい」が抜きんでて多く、46.4%。「1. 望ましい」24.6%とあわせると71.0%とある程度肯定的にみる者が多い。しかし、「4. あまり望ましくない」10.8%と「5. まったく望ましくない」8.7%をあわせると19.5%となり、有力者依存型の紛争解決に抵抗感を示す者も相当数いる。

3. 「2. まあまあ望ましい」が多く33.9%。しかし、「4. あまり望ましくない」が二番目に多く、20.1%。否定と肯定意見がわかれている。また、最少の「5. まったく望ましくない」さえ11.1%あり、意見のバラつきが大きい。

4. 「2. まあまあ望ましい」が多く36.0%。「1. とても望ましい」26.8%とあわせると62.8%に達し、肯定意見が多数を占める。ただし、「5. まったく望ましくない」も10.0%と少なからず存在する。



5. 「1. とても望ましい」が最大で29.7%。しかし、全く逆に「5. 全く望ましくない」も20.0%も存在し、全体に二極分解の構造になっている。

18 問題二十

問題二十 ある人が電気屋から自分の二ヶ月分の月収に相当する価格の電気器具を買ったところ、それは不良品であった。電気屋に正常品との取り替えを求めても、電気屋はそれに応じないし、売買を解除し代金の返還を求めても電気屋はそれに応じようとしない。

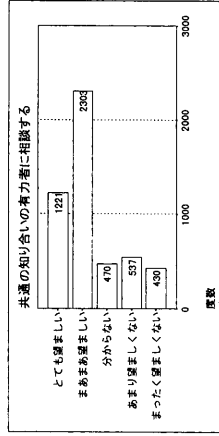
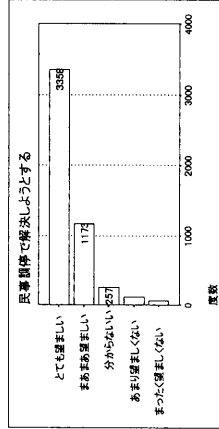
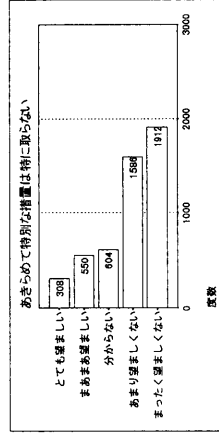
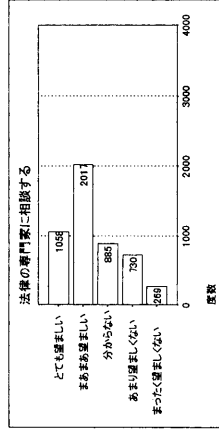
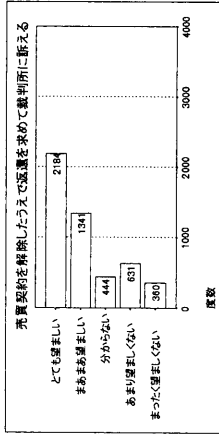
(1) とても望ましい
 (2) まあまあ望ましい
 (3) わからない
 (4) あまり望ましくない
 (5) まったく望ましくない

		1. 相手が応じないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは	2. 共通の知り合いである有力な人にその人が相談することは	3. とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは	4. その人が消費者保護協会で問題を解決しようとするのは	5. その人が売買契約を解除した上で、代金の返還を求めて裁判所に訴えるのは
N	有効回答数	4961	4961	4959	4961	4960
	無効回答数	2	2	4	2	3
回答平均値		4.2864	2.5503	2.4223	1.4562	2.1214
標準偏差		1.1259	1.2267	1.1361	.7937	1.2952

1. 「5. まったく望ましくない」が突出して多く、61.0%。「4. あまり望ましくない」22.0%とあわせると83.0%にも上り、否定的にとらえられている。

2. 「2. まあまあ望ましい」が抜きんで多く45.3%。「1. 望ましい」17.6%とあわせると62.9%とある程度肯定的にみる者が多い。しかし、「4. あまり望ましくない」15.8%と「5. まったく望ましくない」9.8%をあわせると25.6%となり、有力者依存型の紛争解決に抵抗感を示す者も相当数いる。

3. 「2. まあまあ望ましい」が抜きんで多く40.7%。二番目に多数の



〈48〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

「1.とても望ましい」をあわせると62.0%に上る。「4.あまり望ましくない」14.7%と「5.まったく望ましくない」5.4%をあわせると20.1%となり、少数ながら法律家に相談することを否定的にみる者も存在している。

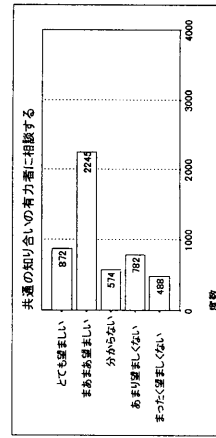
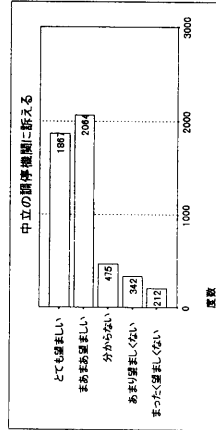
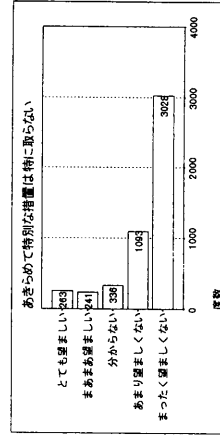
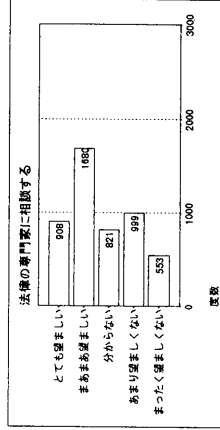
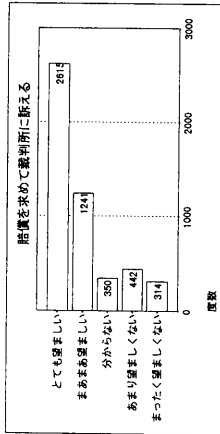
4. 「1.とても望ましい」が圧倒的多数で67.7%。「2.まあまあ望ましい」とあわせると91.3%にも上る。

5. 「1.とても望ましい」が抜きんでて多数で44.0%。「4.あまり望ましくない」12.7%、「5.全く望ましくない」7.3%と否定的意見も存在している。

19 問題二一

問題：ある人が交通事故にあつて、ケル入院の傷害を負つたが、特に後遺症は残らなかつた。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償を求めて交渉しても、加害者は賠償金を払わない。	
(1)	とても望ましい
(2)	まあまあ望ましい
(3)	分からない
(4)	あまり望ましくない
(5)	まったく望ましくない

		1. 相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは	2. 共通の知り合いである有力な人にその人が相談するのは	3. とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは	4. その人が民事調停で問題を解決しようとするのは	5. その人が賠償をもとめて裁判所に訴えるのは
N	有効回答数	4960	4961	4961	4960	4962
	無効回答数	3	2	2	3	1
回答平均値		4.2147	2.4941	2.3056	1.9855	1.9115
標準偏差		1.1084	1.1731	1.1468	1.0643	1.2312



(50) 「中国人の法意識」調査基本報告書

1. 「5. まったく望ましくない」が突出して多く、54.2%。「4. あまり望ましくない」28.2%とあわせると82.4%にも上り、否定的にとらえられている。

2. 「2. まあまあ望ましい」が抜きんで多く、47.7%。「1. 望ましい」17.1%とあわせると64.8%とある程度肯定的にみる者が多い。しかし、他方有力者に行くことは「4. あまり望ましくない」「5. まったく望ましくない」の双方を足すと23.5%となり、有力者依頼型の紛争解決に抵抗感を示す者も相当数存在する。

3. 「2. まあまあ望ましい」が最も多く41.8%。二番目に多数の「1. とても望ましい」をあわせると67.4%に上る。「4. あまり望ましくない」11.7%と「5. まったく望ましくない」5.9%をあわせると17.6%となり、少数ながら法律家に相談することを否定的にみる者も存在している

4. 「2. まあまあ望ましい」が最も多く41.6%。「1. とても望ましい」とあわせると79.3%にも上る。

5. 「1. とても望ましい」が半数を超えて52.7%。「4. あまり望ましくない」8.9%、「5. まったく望ましくない」6.3%と否定的意見も存在している。

付録1

以下に、本調査に用いた調査票とその訳文を掲載することとする。なお、このアンケートで用いた質問文・選択肢の一部は、過去の調査や韓国、その他の国との比較のために、以下の文献から改編して利用している。また、次頁以下に訳出した質問票の末尾には、中国側のこの調査の機会を利用したいとの要望により、「引き続き、次の問題にお答えください」として、「現在、わが国の人民代表の選挙は人民の意思を代表することができますか」、「投票日にあなたは投票に行きたいですか」等の若干の質問が付加されているが、これらの質問は、法意識国際比較研究会の日本グループと中国の社会科学院法学研究所日本法研究センターとの間で締結された日中共同法意識研究にかんする契約の範囲外の質問であるため、ここにとりあげることはしなかった。

問題番号一覧	編著者名	文 献	年
問題(6)、問題(7)、問題(8)、 問題(11)、問題(12)、問題(14)、 問題(18)	韓国法制 研究院	国民法意識調査研究	1991
問題(13)、問題(17)	日本文化会議	日本人の法意識 社会調査	1971 1976
問題(16)	総理府 政策本部	青少年のルール観	1975
問題(2)	National Center for State Courts	A Blueprint for the Future	1977
問題(22)	T. W. Adorno Else Frenkel -Brunswik D. J. Levinson R. N. Sanford	"F-Scale Clusters : Forms 45 and 40." In THE AUTHORITARIAN PERSONALITY,	1950

〈52〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

この調査は「個人の家庭に関する単項調査で、
本人の同意がなければ、発表してはならない。」
《統計法》第三章第十四条

製表機関：
国家統計局
農村社会経済調査総隊

中国人法律意識調査問答

入力No.

<001>

サンプルNo.

--	--	--

調査員：

指導員：

調査日：

<ご協力お願いします>

協力者の皆さん、こんにちは。国民の法意識を高め、法制度の近代化建設の速度を速めるために我々は中国社会科学院法学研究所と一緒に中国人の法意識について調査を行います。ご協力と支持をお願いします。

★この調査に当たって、皆さんはサンプリングによって選ばれたもので、他の意味はありません。

★お答えは内部研究に使われ、ご迷惑をかけるようなことは絶対ありません。ご安心下さい。

注意事項

★書き漏れを避けるために、問題を番号順にお答え下さい。

★当アンケートの問題を、お答えが必要な場所にご自分の考えを書いていただき、選択問題を適当な番号に「○」を書いて下さい。

★特別な説明がない限り、答えを一つだけ選んで下さい。

★適当ではない、あるいは、答えが分からない問題がある場合、欄外に説明を書いて下さい。

★アンケート用紙の右側の番号はコンピューターに入力用のもので、調査員使用欄で、記入しないでください。

問題一：被調査者の基本状況

1. 性別

<002>

(1) 男 (2) 女

2. 生年月日

<003>

19 年

本资料"属于私人家庭的单项调查资料,
非经本人同意不得泄漏"
《统计法》第三章十四条

制表机关:
国家统计局
农村社会经济调查总队

中国公民法律意识调查问卷

<001>
样本编号:

调查员: _____
指导员: _____
调查日期: _____

录入编码
<001>

—— (希望得到您的协助) ——

同志, 您好。
为了增强公民的法律意识, 加快法制现代化建设的步伐, 我们与中国社会科学院法学研究所合作对中国公民的法律意识进行调查, 希望能够得到您的协助和支持, 谢谢!

- * 专门选请各位出面填写问卷, 完全是依照抽样技术方法随机确定的, 并无其他用意, 特此说明。
- * 您所填写的意见, 将用作内部研究, 绝不会给您带来任何麻烦, 请您放心。

—— (注 意 事 项) ——

- * 请您按照问卷的提问顺序逐一填写, 以免遗漏。
- * 问卷中的问题, 请在应填写时填上您合适的回答, 应选择时, 在您认为合适的答案选项的序号上打“○”。
- * 如未作特殊说明, 均请选择一个答案。
- * 如遇到不恰当或无所适从的问题, 请尽量在栏外写明原因。
- * 问卷中竖线右边的编码框是供计算机录入用的, 由调查员负责填写编码, 请您不必填写。

问题一: 被调查人基本情况

1. 性别

<002>
(1) 男 (2) 女

<002>

2. 出生年份?

<003>
19____年

<003>

〈54〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

3. 職業

<004>

- (1) 労働者等 (2) 商業・サービス従業 (3) 教育、科学、文化、医療従業
(4) 企業管理職 (5) 党、政府機関 (6) 会社員
(7) 学生 (8) 自営業 (9) 農業、林業、牧業、漁業
(10) 自営業 (11) 法律専門職 (12) 離休者
(13) 定年退職者 (14) 無職 (15) 軍人
(16) その他(具体的に)

4. 学歴

<005>

- (1) 字が読めない (2) 小学校 (3) 初等中学
(4) 高等中学、専門学校 (5) 大学 (6) その他

5. 民族

<006>

- (1) 漢族 (2) 回族 (3) 白族 (4) タイ族 (5) 壮族
(6) チベット族 (7) 満族 (8) 朝鮮族 (9) その他(具体的に)

6. あなたは次のどちらに属していますか？

<007>

- (1) 一般市民 (2) 共産党員 (3) 共青团員
(4) 民主勢力 (5) その他(具体的に)

7. 1994年あなたの家族全員の平均月収はどれくらいでしたか？

<008>

- (1) 200元以下 (2) 200-300元 (3) 300-400元 (4) 400-500元
(5) 500-800元 (6) 800-1000元 (7) 1000-1500元 (8) 1500元以上

8. あなたの家庭の経済状況は次のどれにあたりますか？

<009>

- (1) 上 (2) 中の上 (3) 中 (4) 中の下 (5) 下

9. あなたの居住地はどちらですか？

<010>

- (1) 都市 (2) 農村

問題二 次の問いに答えてください。

3. 职业

<004>

(1) 工人 (2) 商业、服务业 (3) 教育、科学、文化、医疗业
 (4) 企业管理者 (5) 一般党政干部 (6) 公司职员
 (7) 学生 (8) 个体经营者 (9) 农林牧渔业
 (10) 个体经营者 (11) 法律职业者 (12) 离休人员
 (13) 退休人员 (14) 无职业 (15) 军人
 (16) 其他(请注明)

<004> L

4. 教育程度

<005>

(1) 文盲 (2) 小学
 (3) 初中 (4) 高中、中专
 (5) 大学 (6) 大学以上

<005> L

5. 民族

<006>

(1) 汉族 (2) 回族 (3) 白族 (4) 傣族
 (5) 壮族 (6) 藏族 (7) 满族 (8) 朝鲜族
 (9) 其他(请注明)

<006> L

6. 您是

<007>

(1) 普通群众 (2) 中共党员 (3) 共青团员
 (4) 民主党派 (5) 其他(请注明)

<007> L

7. 1994年您家庭全体成员的平均月收入是多少?

<008>

(1) 200元以下 (2) 200—300元
 (3) 300—400元 (4) 400—500元
 (5) 500—800元 (6) 800—1000元
 (7) 1000—1500元 (8) 1500元以上

<008> L

8. 您家庭的生活状况属于

<009>

(1) 上等 (2) 偏上
 (3) 中等 (4) 偏下
 (5) 下等

<009> L

9. 您的居住地是

<010>

(1) 城市 (2) 农村

<010> L

问题二：请回答下列问题：

〈56〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

1. トータルに見て、あなたは今日の生活をどう思いますか？

<011>
 (1) とても満足 (2) 満足 (3) わからない (4) 不満 (5) たいへん不満

2. 過去 15 年間、あなたの生活はどのように変化してきましたか？

<012>
 (1) とてもよくなった (2) ややよくなった (3) わからない
 (4) やや悪くなった (5) とても悪くなった

3. 日常的に政治や政府の動向を報道するニュースに注意していますか？

<013>
 (1) とても注意している (2) 比較的注意している (3) わからない
 (4) あまり注意していない (5) まったく注意していない

4. 周りの人とよく政治の話（たとえば党・政府の重要な人事異動、要人の活動など）をしますか？

<014>
 (1) よくする (2) ときどきする (3) わからない (4) あまりしない (5) まったくしない

5. 積極的に政治活動や政治組織に参加しますか？

<015>
 (1) 常時している (2) ときどきしている (3) わからない
 (4) あまりしていない (5) まったくしていない

問題三 あなたは次の意見について賛成ですか、反対ですか？

	1	2	3	4	5
	賛成	やや賛成	わからない	やや反対	反対
家族生活が円満にいく ために法は不可欠である <016>	1	2	3	4	5
国家をうまく治めていくた めには法は不可欠である <017>	1	2	3	4	5
取引活動が社会全体と してうまくいくために 法は不可欠である <018>	1	2	3	4	5
犯罪防止がうまくいく ために法は不可欠である <019>	1	2	3	4	5

1. 从总体上看, 您对今天的生活有何感受?

<011>
 (1) 非常满意 (2) 基本满意
 (3) 说不清 (4) 基本不满意
 (5) 非常不满意

<011> L

2. 您个人的生活水平在过去15年间发生了怎样的变化?

<012>
 (1) 变得非常好 (2) 变得较好
 (3) 说不清 (4) 变得较糟
 (5) 变得非常糟

<012> L

3. 您平常注意报道政治和政府动向的新闻吗?

<013>
 (1) 十分注意 (2) 比较注意
 (3) 说不清 (4) 不大注意
 (5) 完全不注意

<013> L

4. 您与周围的人谈论政治吗?(如党政领导人的任免和活动等)

<014>
 (1) 经常谈论 (2) 有时谈论
 (3) 说不清 (4) 几乎不谈论
 (5) 完全不谈论

<014> L

5. 您是否积极参加政治活动或政治组织?

<015>
 (1) 经常参加 (2) 有时参加
 (3) 说不清 (4) 几乎不参加
 (5) 完全不参加

<015> L

问题三: 您是否同意以下看法

	1	2	3	4	5	
	同意	基本同意	说不清	基本不同意	反对	
法律对于美满的家庭生活是不可缺少的	<016> 1	2	3	4	5	<016> L
法律对于更好地治理国家是不可缺少的	<017> 1	2	3	4	5	<017> L
法律对于整个社会更好地进行经济交易活动是不可缺少的	<018> 1	2	3	4	5	<018> L
法律对于更有效地防止犯罪是不可缺少的	<019> 1	2	3	4	5	<019> L

(58) 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題四 下記の(1)から(3)までは法のイメージについて述べたものです。あなたのイメージはAの意見とBの意見のどちらに近いですか。

1. A 私が法に従うのは国の力によって強制されているからである
B 私が法に従うのは、法のしっかりした論理や法律家の理屈にはかなわないからである

<020>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

2. A 私が法に従うのは国の力によって強制されているからである
B 私が法に従うのは、法の内容が正しいからである

<021>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

3. A 法は国家が国民を統治する道具である
B 法は国家に対し市民が自らの権利を守るためにある

<022>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

問題五 次の4つの設問に答えて下さい。

1. 法と社会の関係について見方
A. 「法がなくても機能していく社会が理想である」
B. 「法がなければ社会が機能するなどということはあり得ない」

<023>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

2. 現実の法適用をどのようにすべきかについての考え方
A. 「法の適用は一律にすべきである」
B. 「法の適用は場合に応じて考えるべきである」

<024>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

問題四：下列三組是對法律的印象，您對法律的印象是接近於A意見還是接近於B意見？

- 1. — A. 我守法是因為受到國家權力的強制
- B. 我守法是因為我辯不過法律的嚴謹條理和法律家的大道理

<020>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
 (3) 說不清 (4) 基本同意 B
 (5) 同意 B

<020> L

- 2. — A. 我守法是因為受到國家權力的強制
- B. 我守法是因為法律的內容是正當的

<021>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
 (3) 說不清 (4) 基本同意 B
 (5) 同意 B

<021> L

- 3. — A. 法律是國家統治民眾的工具
- B. 法的目的在於公民保護自己的權利，不受國家和政府的侵犯

<022>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
 (3) 說不清 (4) 基本同意 B
 (5) 同意 B

<022> L

問題五：請回答下面四個問題

- 1. 對法律與社會的關係存在兩種看法：
 - A. 沒有法律也能正常運轉的社會是理想的社會
 - B. 如果沒有法律，社會就不能正常運轉

<023>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
 (3) 說不清 (4) 基本同意 B
 (5) 同意 B

<023> L

- 2. 關於現行法律的執行有兩種看法：
 - A. 執法絲毫不容有例外
 - B. 執法應根據具體情況區別對待

<024>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
 (3) 說不清 (4) 基本同意 B
 (5) 同意 B

<024> L

〈60〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

3. 今の社会から法律というものがなくなったらどうなるか。

- A. 「法がなくなっても基本的には今の社会が維持される」
 B. 「法がなくなれば社会秩序は混乱してしまう」

<025>

- (1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

4. 次のどちらの意見に賛成ですか

- A. 「法がなくても人々（党と政府の指導者含む）が道徳的であれば、国の政治も社会生活も良くなる」
 B. 「そのような見方は夢物語に過ぎないという見方」

<026>

- (1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

問題六 あなたは、「法」という言葉を聞くとまっ先にどのような印象をお持ちになりますか。ひとつだけお選び下さい。

<027>

- (1) 自由を守る (2) 公平だ (3) 民主的だ (4) 弾圧的だ
 (5) 不公平だ (6) 権威的だ (7) その他（具体的に）

問題七 取引をした相手と紛争が生じたため、交渉を始めようとしたところ、相手から「法的に解決します」と言われました。その場合、あなたはどのように感じますか。

		1	2	3	4	5
		完全に賛成	賛成	わからない	反対	まったく反対
合理的だ	<028>	1	2	3	4	5
人情がない	<029>	1	2	3	4	5
不快だ	<030>	1	2	3	4	5

問題八 あなたは、人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。

		1	2	3	4	5
		完全に賛成	賛成	わからない	反対	まったく反対
常識的に生きる	<031>	1	2	3	4	5
法の通りにすればよい	<032>	1	2	3	4	5
法に関連することは できる限り避けるのがよい	<033>	1	2	3	4	5

3. 如果没有法律, 当今社会将会变得怎样? 对这个问题有两种看法, 您的看法与哪一种接近?

- A. 没有法律也可以基本上维持社会秩序
- B. 没有法律社会将变得混乱无序

<025>

- (1) 同意 A (2) 基本同意 A
- (3) 说不清 (4) 基本同意 B
- (5) 同意 B

<025> L

4. 有以下两种看法, 您赞成哪一种?

- A. 只要人人(包括党政领导人)讲道德, 即使没有法律, 国家政治和社会生活也可以变得好起来。
- B. 以上看法只是空想

<026>

- (1) 同意 A (2) 基本同意 A
- (3) 说不清 (4) 基本同意 B
- (5) 同意 B

<026> L

问题六: 当您接触到“法律”这个词时, 立即感受的第一印象是

<027>

- (1) 保护自由 (2) 公平 (3) 民主
- (4) 镇压 (5) 不公平 (6) 权威
- (7) 其他(请注明)

<027> L

问题七: 如您与交易对方一发生经济纠纷, 对方马上就提出通过法律解决, 您的感受如何?

	1	2	3	4	5
	完全同意	同意	说不清	不同意	完全不同意
合理	<028> 1	2	3	4	5
不讲人情	<029> 1	2	3	4	5
不愉快	<030> 1	2	3	4	5

<028> L

<029> L

<030> L

问题八: 您认为人们怎样生活才算好?

	1	2	3	4	5
	完全同意	同意	说不清	不同意	完全不同意
按常识生活	<031> 1	2	3	4	5
按法律规定生活	<032> 1	2	3	4	5
最好尽量避免与法律打交道	<033> 1	2	3	4	5

<031> L

<032> L

<033> L

〈62〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題九 「法のとおりに生きると損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要がない」という意見があります。あなたはこの意見に同意しますか、同意しませんか。

<034>

(1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

問題十 「法を破っても見つからない場合でも、法を守るのはときに馬鹿げたことである」という意見があります。あなたはこの意見に同意しますか、同意しませんか。

<035>

(1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

問題十一 次の生活態度のどちらを生き方として選びたいですか

タイプA 「ときには法を守らないが上手に生きている人」

タイプB 「多少損をしながらも法を守って生きていく人」

<036>

(1) タイプA (2) どちらかといえばタイプA (3) わからない
(4) どちらかといえばタイプB (5) タイプB

問題十二 泥棒が隣家の塀を超えるのを見た場合、あなたはどうされますか。次のうちから一つをお選び

<037>

(1) 捕まえる (2) 警察に通報する (3) 隣の人に知らせる (4) 何もしない

下さい。

問題十三 家族の中に犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していません。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか、すすめませんか。

<038>

(1) すすめる (2) 場合による (罪の重さによる) (3) すすめない

问题九：有人认为，在某些情况下，遵守法律会吃亏，因此，在这类情况下，就不必遵守法律，对这种看法您

<034>

- (1) 完全同意 (2) 同意
- (3) 说不清 (4) 不同意
- (5) 完全不同意

<034> L

问题十：有人认为，如果违法不会被发现，仍然守法就是愚蠢的，您是否同意这种看法？

<035>

- (1) 完全同意 (2) 同意
- (3) 说不清 (4) 不同意
- (5) 完全不同意

<035> L

问题十一：对于以下两种类型的生活，您选择其中哪一种？

- A 型：虽然偶尔不守法，但生活得很好
- B 型：虽然守法有时吃点亏，但在生活中仍然守法

<036>

- (1) A 型 (2) 基本为A 型
- (3) 说不清 (4) 基本为B 型
- (5) B 型

<036> L

问题十二：看到小偷翻墙窜入邻居院内，您会怎样做？

<037>

- (1) 上前抓住 (2) 报告警察
- (3) 通知邻居 (4) 什么都不做

<037> L

问题十三：假如您家里人犯罪，未被外人发觉，您是否会劝其自首？

<038>

- (1) 劝其自首 (2) 根据不同情况(如罪行轻重)
- (3) 不劝

<038> L

〈64〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題十四 以下の各機関は、次のような場面での程度公正だとお考えになりますか。

	1	2	3	4	5
	公正	やや公正	わからない	やや不公正	不公正
行政機関が法を執行するとき<039>	1	2	3	4	5
警察が法を執行するとき<040>	1	2	3	4	5
検察が法を執行するとき<041>	1	2	3	4	5
裁判所が判決を下すとき<042>	1	2	3	4	5
立法機関や政府が法律を作るとき<043>	1	2	3	4	5

問題十五 親しい友人に給与一ヶ月相当分の金銭を貸すとします。この場合、借入証 をとりですか。

<044>

(1) 必ずとる (2) 多分とる (3) わからない (4) 多分とらない (5) 絶対にとらない

問題十六 高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売主が通常どおりの修理代を要求してきました。あなたはそれを当然と思いますか、それともゆうづうがきかないと思いますか。

<045>

(1) 当然だ (2) わからない (3) 困い

問題十七 契約書というものについて、あなたは次のAさんとBさんの意見のうち、どちらに近いですか。

- A. 契約書をとりかわすときでもできるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけあとからゆうづうがきくようにしておく方がよい
 B. 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておく方がよい

<046>

(1) Aに賛成 (2) Aにやや賛成 (3) わからない (4) Bにやや賛成 (5) Bに賛成

問題十八 あなたは、誰と親しくなると法に関わる出来事が生じたときに助けになるとお考えですか。次の内から三つまでお選び下さい。

<047><048><049>

- (1) 人大代表 (2) 地元の有力者 (3) 弁護士 (4) 判事 (5) 検事
 (6) 法律の大学教授 (7) 市町村の役場あるいは区役所の職員 (8) 警察官
 (9) 暴力団等に関係する者 (10) 助けを借りない (11) その他(具体的に)

问题十四：您认为在中国社会中，下列机关在下列场合公正程度如何？

	1	2	3	4	5	
	公正	基本公正	说不清	基本不公正	不公正	
行政机关执 行法律时	<039> 1	2	3	4	5	<039> ⊥
警察执法时	<040> 1	2	3	4	5	<040> ⊥
检察院执法时	<041> 1	2	3	4	5	<041> ⊥
法院判决时	<042> 1	2	3	4	5	<042> ⊥
立法机关或政 府部门制定法 律时	<043> 1	2	3	4	5	<043> ⊥

问题十五：如果您把相当于一个月工资的现金借给好友，您是否要借据？

<044>

(1) 一定要 (2) 大概会要
(3) 不知道 (4) 大概不要
(5) 绝对不要

<044> ⊥

问题十六：假如您购买了一部价格昂贵的机器，刚过保修期机器就发生了故障，在要求修理时，卖主提出照收修理费，您认为

<045>

(1) 理所当然 (2) 说不清
(3) 不够灵活

<045> ⊥

问题十七：关于订立合同，有两种意见，您倾向哪一种？

- A. 合同应尽量简单，在文字表述上尽可能便于日后变通
- B. 为避免日后在解释等问题上发生分歧，合同条款应尽量详细、具体和明确

<046>

(1) 同意 A (2) 基本同意 A
(3) 说不清 (4) 基本同意 B
(5) 同意 B

<046> ⊥

问题十八：当涉及法律问题，在下列人员中，您最想求助于谁？(请选三项)

<047> <048> <049>

(1) 人大代表 (2) 当地有权势者 (3) 律师
(4) 法官 (5) 检察官 (6) 大学法律教授
(7) 当地政府机关或其工作人员 (8) 警察 (9) 与黑社会有关系的人
(10) 不求助于人 (11) 其他(请注明)

<047> ⊥ ⊥

<048> ⊥ ⊥

<049> ⊥ ⊥

〈66〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題十九 ある人が友人に一月分の給料にあたる金額を貸したが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしない。友人と交渉しても、友人はその金を返さない。

	1	2	3	4	5
	とても	まあまあ		あまり	まったく
	望ましい	望ましい	わからない	望ましくない	望ましくない

相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは〈050〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

共通の知り合いである有力な人にその人が相談するのは〈051〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは〈052〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

その人が民事調停で問題を解決しようとするのは〈053〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

その人が返還を求めて裁判所に訴えるのは〈054〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問題二十 ある人が電気屋から自分の二ヶ月分の月収に相当する価格の電気器具を買ったところ、それは不良品であった。電気屋に正常品との取り替えを求めても、電気屋はそれに応じないし、売買を解除し代金の返還を求めても電気屋はそれに応じようとしらない。

	1	2	3	4	5
	とても	まあまあ		あまり	まったく
	望ましい	望ましい	わからない	望ましくない	望ましくない

相手が応じないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは〈055〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

共通の知り合いである有力な人にその人が相談するのは〈056〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは〈057〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

その人が消費者保護協会で問題を解決しようとするのは〈058〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

その人が売買契約を解除した上で代金の返還を求めて裁判所に訴えるのは〈059〉

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

问题十九：某甲将相当于一个月工资的现金借给朋友某乙，到期没有返还，再三催要，乙仍不返还，这时，您是否希望甲采取以下措施？

	1	2	3	4	5	
	非常希望	有点希望	说不清	有点不希望	非常不希望	
如果不还款就算了，不采取特别措施 <050>	1	2	3	4	5	<050> ⊥
找对双方有权威的熟人商量解决 <051>	1	2	3	4	5	<051> ⊥
找律师商量 <052>	1	2	3	4	5	<052> ⊥
通过人民调解组织商量解决 <053>	1	2	3	4	5	<053> ⊥
到法院起诉，要求还款 <054>	1	2	3	4	5	<054> ⊥

问题二十：某甲以两个月工资在电器商店购买了一台电器，随后发现所买电器为不合格产品，要求更换或退货，但均被商店拒绝。在这种情况下，您是否希望甲采取以下措施？

	1	2	3	4	5	
	非常希望	有点希望	说不清	有点不希望	非常不希望	
对方不答应就算了，不采取特别措施 <055>	1	2	3	4	5	<055> ⊥
找对双方有权威的熟人商量解决 <056>	1	2	3	4	5	<056> ⊥
找法律专家商量 <057>	1	2	3	4	5	<057> ⊥
找消费者保护协会商量解决 <058>	1	2	3	4	5	<058> ⊥
到法院起诉，要求解除合同，退还货款 <059>	1	2	3	4	5	<059> ⊥

〈68〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

問題二一 ある人が交通事故にあつて一ヶ月入院の傷害を負つたが、特に後遺症は残らなかつた。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償を求めて交渉しても、加害者は賠償金を支払わない。

	1	2	3	4	5
	とても	まあまあ		あまり	まったく
	望ましい	望ましい	わからない	望ましくない	望ましくない

相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な措置を特にとろうとしないことは<060>

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

共通の知り合いである有力な人にその人が相談するのは<061>

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

とにかく、その人が法律の専門家に相談するのは<062>

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

その人が民事調停で問題を解決しようとするのは<063>

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

その人が賠償を求めて裁判所に訴えるのは<064>

	1	2	3	4	5
--	---	---	---	---	---

問題二二 以下の意見をどう思いますか？

1. 意志が強ければ、どんな弱点と困難でも克服できる

<065> (1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

2. 青年は厳格な規律、強い決心、家庭と国家のために仕事し努力する信念を持たなければならない

<066> (1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

3. 人の名誉を侮辱する行為は常に罰せられるべきである

<067> (1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

4. わが国では、法律や政策よりも、信頼を受けていて、勤労で勇敢で献身的な指導者の方が重要である

<068> (1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

问题二十一：某人因交通受伤住院一个月，但没有留下后遗症，他作为受害人要求赔偿医疗费和其他经济损失，但加害人拒绝赔偿。在这种情况下，您是否希望该人采取以下态度？

	1	2	3	4	5	
	非常希望	有点希望	说不清	有点不希望	非常不希望	
对方不赔偿就算了，不采取特别措施 <060>	1	2	3	4	5	<060> L
找对双方有权威的熟人商量解决 <061>	1	2	3	4	5	<061> L
找法律专家商量 <062>	1	2	3	4	5	<062> L
通过人民调解组织解决 <063>	1	2	3	4	5	<063> L
到法院起诉，要求赔偿 <064>	1	2	3	4	5	<064> L

问题二十二：您如何看待下列观点？

1. 只要意志坚强，任何弱点和困难都能克服

<065>
(1) 非常同意 (2) 基本同意
(3) 说不清 (4) 基本不同意
(5) 完全不同意

<065> L

2. 年轻人最应具备的是严格的纪律，坚定的决心，为家庭和国家而工作、奋斗的信念

<066>
(1) 非常同意 (2) 基本同意
(3) 说不清 (4) 基本不同意
(5) 完全不同意

<066> L

3. 侮辱名誉的行为，总应受到惩罚

<067>
(1) 非常同意 (2) 基本同意
(3) 说不清 (4) 基本不同意
(5) 完全不同意

<067> L

4. 在我国，受到信赖、勤劳勇敢和具有献身精神的少数领导人比法律和政策更重要

<068>
(1) 非常同意 (2) 基本同意
(3) 说不清 (4) 基本不同意
(5) 完全不同意

<068> L

〈70〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

5. 人は明確に強者と弱者に分けられる

<069>

(1) 完全に賛成 (2) 賛成 (3) わからない (4) 反対 (5) まったく反対

5. 人类可以明确分为强者和弱者

<069>

- (1) 非常同意
- (2) 基本同意
- (3) 说不清
- (4) 基本不同意
- (5) 完全不同意

<069> L

付録2

本文中では、触れていないあるいはスケールとしてまとめて言及しただけの質問とその度数分布を以下に紹介する。

質問一

8 あなたの家庭の経済状況は次のどれに当てはまりますか。

あなたの家族の暮らしぶりは

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
上等	139	2.8	2.8	2.8
やや上	338	6.8	6.8	9.6
中等	2996	60.4	60.4	70.0
ややした	1068	21.5	21.5	91.5
下等	421	8.5	8.5	100.0
合計	4962	100.0	100.0	
欠損値	.00	.0		
合計	4963	100.0		

質問二

1 トータルにみて、あなたは今日の生活をどう思いますか。

今の生活に満足していますか

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
とても満足	441	8.9	8.9	8.9
満足	3272	65.9	65.9	74.8
わからない	663	13.4	13.4	88.2
不満足	489	9.9	9.9	98.0
とても不満足	97	2.0	2.0	100.0
合計	4962	100.0	100.0	
欠損値	.00	.0		
合計	4963	100.0		

2 過去15年間、あなたの生活はどのように変化してきましたか？

個人の生活水準は15年間でどうかわりましたか

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効				
とてもよくなった	501	10.1	10.1	10.1
少しよくなった	3637	73.3	73.3	83.4
わからない	580	11.7	11.7	95.1
少し悪くなった	206	4.2	4.2	99.3
とても悪くなった	36	.7	.7	100.0
合計	4960	99.9	100.0	
欠損値	.00	.1		
合計	4963	100.0		

3 日常的に政治や政府の動向を報道するニュースに注意していますか？

政治や政府の動向を報道するニュースに注意している

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	とても注意している	802	16.2	16.2	16.2
	比較的注意している	2586	52.1	52.1	68.3
	わからない	222	4.5	4.5	72.7
	あまり注意していない	1222	24.6	24.6	97.4
	ほとんど注意していない	131	2.6	2.6	100.0
	合計	4963	100.0	100.0	

4 周りの人とよく政治の話（たとえば党や政府の重要な人事異動、要人の活動など）をしますか？

周りの人とよく政治の話をする

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくする	656	13.2	13.2	13.2
	ときどきする	2921	58.9	58.9	72.1
	わからない	167	3.4	3.4	75.4
	あまりしない	975	19.6	19.6	95.1
	ほとんどしない	244	4.9	4.9	100.0
	合計	4963	100.0	100.0	

5 積極的に政治活動や政治組織に参加しますか？

積極的に政治活動・組織に参加している

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	常時している	1008	20.3	20.3	20.3
	ときどきしている	2121	42.7	42.8	63.1
	わからない	278	5.6	5.6	68.7
	ほとんどしていない	1144	23.1	23.1	91.7
	まったくしていない	410	8.3	8.3	100.0
	合計	4961	100.0	100.0	
欠損値	.00	2	.0		
合計		4963	100.0		

質問二二

1 意志が強ければ、どんな弱点と困難でも克服できる。

意志が強ければ弱点も困難も克服できる

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	まったく同意する	1509	30.4	30.4	30.4
	同意する	2541	51.2	51.2	81.6
	わからない	401	8.1	8.1	89.7
	同意しない	387	7.8	7.8	97.5
	まったく同意しない	123	2.5	2.5	100.0
	合計	4961	100.0	100.0	
欠損値	.00	2	.0		
合計		4963	100.0		

〈74〉 「中国人の法意識」調査基本報告書

- 2 青年は厳格な規律、強い決心、家庭と国家のために仕事し努力する信念を持たなければならない。

若者に必要な規律、決意、家族と国のために働き、戦おうとする心

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	まったく同意する	2171	43.7	43.7	43.7
	同意する	2371	47.8	47.8	91.5
	どちらともいえない	256	5.2	5.2	96.7
	同意しない	116	2.3	2.3	99.0
	まったく同意しない	49	1.0	1.0	100.0
	合計	4963	100.0	100.0	

- 3 人の名誉を侮辱する行為は、常に罰せられるべきである。

名誉に対する侮辱は常に罰せられるべきである

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	まったく同意する	2759	55.6	55.6	55.6
	同意する	1806	36.4	36.4	92.0
	どちらともいえない	291	5.9	5.9	97.9
	同意しない	52	1.0	1.0	98.9
	まったく同意しない	53	1.1	1.1	100.0
	合計	4961	100.0	100.0	
欠損値	.00	2	.0		
合計		4963	100.0		

- 4 わが国で、法律や政策より、信頼を受けていて、勤労で勇敢な献身精神を持つ指導者の方がもっと重要である。

国に必要なものは法や政策以上に献身的なリーダーである

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	完全に賛成	993	20.0	20.0	20.0
	賛成	1292	26.0	26.0	46.1
	わからない	764	15.4	15.4	61.5
	反対	959	19.3	19.3	80.8
	まったく反対	953	19.2	19.2	100.0
	合計	4961	100.0	100.0	
欠損値	.00	2	.0		
合計		4963	100.0		

- 5 人は明確に強者と弱者に分けられる。

人間は強き者、弱き者の二種に分けられる

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	完全に賛成	923	18.6	18.6	18.6
	賛成	1896	38.2	38.2	56.8
	わからない	835	16.8	16.8	73.6
	反対	692	13.9	13.9	87.6
	まったく反対	617	12.4	12.4	100.0
	合計	4963	100.0	100.0	